

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（18名）	1
第1 会議録署名議員	4
第2 会期の決定	4
議長の諸般報告	4
町長の行政報告	5
第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	8
第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	8
第5 報告第3号 水道事業会計継続費繰越計算書について	9
第6 報告第4号 水道事業会計予算繰越計算書について	9
第7 報告第5号 下水道事業会計予算繰越計算書について	9
第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	9
第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	9
第10 議案第38号 利府町町税条例等の一部を改正する条例	9
第11 議案第39号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	10
第12 議案第40号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	10
第13 議案第41号 令和5年度利府町一般会計補正予算	10
第14 議案第42号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算	10
第15 議案第43号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算	10
第16 議案第44号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算	10
第17 議案第45号 副町長の選任について	11
第18 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について	11

第19	議案第47号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第20	議案第48号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第21	議案第49号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第22	議案第50号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第23	議案第51号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第24	議案第52号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第25	議案第53号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第26	議案第54号	利府町農業委員会委員の任命について	11
第27	一般質問		14
	伊勢 英昭 議員		14
	1	本町の人口増に向けて	
	2	本町の子育て支援策について	
	鈴木 晴子 議員		29
	1	緑のまちづくりについて	
	2	学校給食における食物アレルギー対応について	
	安田 知己 議員		45
	1	中学校の部活動について	
	2	ヘルプマークの普及について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和5年6月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	嶋正美君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	福島俊君
保健福祉部長	谷津匡昭君
経済産業部長	千田耕也君
都市開発部長	郷右近啓一君
上下水道部長	鈴木喜宏君
会計課長	佐々木辰己君
教育長	本明陽一君
教育部長	小澤晃君

代表監査委員

宮城正義君

事務局職員出席者

事務局長	郷家洋悦君
議事係長	姉崎裕子君
主査	戸石美佳君
主査	高橋三喜夫君

議事日程（第1日）

令和5年6月13日（火曜日） 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 第5 報告第3号 水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第6 報告第4号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 第7 報告第5号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第38号 利府町町税条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第39号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第40号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第41号 令和5年度利府町一般会計補正予算
- 第14 議案第42号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第43号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算

- 第16 議案第44号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算
 - 第17 議案第45号 副町長の選任について
 - 第18 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第19 議案第47号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第20 議案第48号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第21 議案第49号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第22 議案第50号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第23 議案第51号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第24 議案第52号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第25 議案第53号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第26 議案第54号 利府町農業委員会委員の任命について
 - 第27 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和5年6月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番今野隆之君、2番渡邊博恵君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、**会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの4日間と決定いたしました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、**議長の諸般報告**及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、3月22日、23日に、二市三町議長団連絡協議会視察調査研修が開催され、私と副議長、局長が出席しております。

4月26日、27日に、総務企画常任委員会と産業建設常任委員会がそれぞれ所管事務調査として視察研修を行っております。

4月28日、議会だより第189号を発行しております。

令和5年6月定例会会議録（6月13日火曜日分）

5月22日、令和5年度二市三町議長団連絡協議会定期総会が多賀城市で開催され、私と副議長、局長が出席しております。

続いて、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、4月13日、宮城黒川地方町村議会議長会、正副会長会議が自治会館で開催され、令和5年度臨時総会提出議案について協議が行われ、私が出席しております。

4月25日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、令和5年度諸会議と行事予定等について協議が行われ、私が出席しております。

5月19日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が松島町で開催され、私が出席しております。なお、役員改選により、私が会長に就任いたしました。

5月25日に、宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、私が出席しております。

続いて、全国町村議会関係ですが、5月23日、東京国際フォーラムで全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、私と副議長が出席し、町村議会が果たす役割の重要性を再確認してまいりました。

最後に、視察の受入れでございますが、4月26日、富谷市議会教育民生常任委員会、5月11日、山元町議会総務民生常任委員会、5月18日、新潟県五泉市議会広報委員会、19日に、福島県会津美里町広報広聴常任委員会が来庁され、研修を行っております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告5件、承認2件、議案が17件提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で私の諸般報告を終わります。

続いて、**町長の行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

6月に入りまして、もう先月に引き続き気温の高い日が続いておりましたが、今週の日曜日から東北地方が梅雨に入り、曇りや雨の日が多くなると見られております。

令和5年6月定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。また、町政の運営に際しまして、議員の皆様の日頃からの御支援に対し、この場をお借りし、改めて感謝と御礼を申し上げます。

それでは、6月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、3年半にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症もようやく落ち着きを見せ、5月8日から法律上の位置づけが2類相当から5類感染症に引き下げられ、感染症への対応も大きく変わりました。感染症対策は、これまでの国による一律な対応ではなく、個人や事業主が自ら判断することが基本となり、今後は、本格的なアフターコロナを迎え、急速なインバウンド需要の増加や経済活動の回復が見込まれております。

これまで長期に及ぶコロナ禍を経験し、生活スタイルや価値観が大きく変化している中、本町においても、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを継続するとともに、インバウンドをはじめとする新たな事業に取り組み、持続的な発展に向け、戦略的なまちづくりにチャレンジしてまいります。

さて、本町における新型コロナウイルス感染症における経済支援についてですが、昨今のエネルギー及び食料品価格等の物価高騰の影響が続いていることから、低所得世帯に対し給付金を支給するなど、生活の負担の軽減に取り組みました。今後もコロナ禍における教訓を生かし、臨機応変に対応できるよう各関係機関と連携を図りながら、町民の皆様の生活を支援してまいります。

次に、4月から行政組織の一部を見直し、DXによる住民サービスの向上や、業務の効率化などを積極的に推進するため、総務部内にデジタル推進室を設置しました。自治体を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、オンライン申請の拡充や、AI・RPAの導入に着手し、本町のDXを推進するとともに、民間事業者と連携した町民向けスマホ教室を開催するなど、誰もがデジタル化による豊かさを実感できる事業を進めてまいります。

続いて、都市基盤整備に関してですが、町の総合計画及び都市マスタープランにおいて、松島海岸インターチェンジを活用した新たな商業・業務地の整備を計画している明ヶ沢地区では、令和5年2月に土地区画整理事業の事業認可を経て、現在、造成工事が進められております。この土地区画整理事業が、本町の課題でもありました、東部地区の土地利用を促し、さらなる本町の市街地の拡大と雇用の創出、そして町が目指す将来的な市政移行への足がかりと考えております。今後も、適正な土地利用を図りながら、本町の良好な都市基盤整備を推進し、魅力的な定住都市を目指してまいります。

次に、商工観光に関してですが、3月23日に企業版ふるさと納税のさらなる拡大に向け、ふるさと納税を活用したい企業へのトップアプローチを積極的に図るため、七十七銀行及び株式会社RCG、株式会社MAKOTO W I L Lの3者とマッチングマネジメントやサポート支援に係る業務委託契約を締結いたしました。各事業者が持つネットワークやノウハウを生かし、今後も

より一層の町の財源確保に向け、戦略的なシティーセールスに取り組んでまいります。

また、3月に開催されたプロスケーターの羽生結弦選手が座長を務めたアイスショーや、4月の第40回全国都市緑化仙台フェア等の各種イベントにおいて、本町の観光ブースを出店し、地場産品の販売を行うなど、本町の存在を広くアピールいたしました。今後も本町の魅力発信に努め、観光誘客を進めるなど、にぎわい創出を推進してまいります。

続いて、子育て支援に関してですが、ベビーファースト事業をより一層推進するため、乳幼児を持つ保護者を対象に、町の観光キャラクターである「十符の里の妖精リーフちゃん」のセーフティーサインマグネットを作成し、希望する世帯へ配付しました。さらには、イオンモール新利府南館内に、親子で自由に遊びながら子育ての相談ができる「出張子育て広場 モクイク広場」を開設し、子育て中の保護者の不安解消や子供の健やかな成長を支援いたしました。今後も、町のベビーファースト事業をPRするとともに、本町独自の子育て支援を進めてまいります。

次に、防災対策に関してですが、災害時に迅速に対応できる防災拠点として整備を進めてきた中央分団詰所が完成し、3月19日に開所式を行いました。消防団の活動環境の充実化が図られることにより、今後の活動がより一層推進されることが期待され、町民の皆様が安心・安全に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

続いて、自治振興に関してですが、これまで町加瀬行政区に属していた新中道地区について、令和5年2月19日に新中道町内会が設立され、同年4月1日から、新たな新中道行政区として組織化されました。このことにより、本町の行政区が25から26行政区に変更となりました。

また、令和5年4月に策定した第4次利府町男女共同参画基本計画では、一人一人があらゆる場面で個人として尊重され、幸せも責任も分かち合いながら充実した生活を送ることができる社会を実現することを目標としています。今後も男女共同参画の必要性を広く普及啓発しながら、共創社会の形成に引き続き取り組んでまいります。

次に、農業振興に関してですが、4月17日に利府高校1年生による梨花粉交配奉仕活動を行いました。本事業は昭和59年の利府高校開校以来、郷土を理解するふるさと学習の一環として、毎年実施していましたが、コロナ禍により、4年ぶりに実施され、利府高生が一生懸命、生き生きと作業する姿を見ることができました。

また、年々イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が増加していることから、利府町鳥獣被害対策実施隊を設立し、隊員16名の任命を行い、農作物被害を未然に防止するため、パトロールや捕獲活動を進めてまいります。

続いて、官民連携に関してですが、4月28日に、より一層の地域の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的として、イオン株式会社と包括連携協定を締結し、連携事業の第1弾として、「十符の里の妖精リーフちゃんWAON」が発行されました。この御当地WAONの利用額の一部は、町に寄附されることになっており、本町の子供たちの未来のために役立てられます。今後も、多様なパートナーシップを推進し、本町のさらなる活性化へつなげてまいります。

最後に、教育振興に関してですが、4月27日に「令和5年度十符っ子ブラザーシップ第1回全体会」が開催され、町内の小中学校、利府高校、利府支援学校の代表児童生徒たちが一堂に会し、令和5年度は「住み続けられるふるさとづくり」をテーマに活発な意見交換が行われました。今後も十符っ子ブラザーシップの活動をより一層推進するとともに、特色ある教育活動を展開してまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については、別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 1号から

日程第26 議案第54号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第1号繰越明許費繰越計算書から日程第26、議案第54号利府町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告5件、承認2件、議案17件について、順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第1号繰越明許費繰越計算書について**でございますが、今年1月の臨時会及び3月の定例会において議決をいただいた一般会計に属する11件の事業のうち、令和5年度6月補正予算に計上することとなった出産・子育て応援交付金事業と、年度内に業務が完了した町営住宅建て替え事業を除く9件の事業について、令和5年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第2号事故繰越し繰越計算書について**でございますが、春日字筆沢地内水路用地取得事業における公有財産購入費について、事業用地の所有権移転登記申請の手续に遅れが生じ、

令和4年度内に事業が完了できなかったことから、令和5年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第3号水道事業会計継続費繰越計算書についてでございますが、原水調整槽設備更新事業について、令和5年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第4号水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、利府1号雨水幹線布設工事に伴う配水管切り回し事業及び上水道布設工事負担金事業について、令和5年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、報告第5号下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、利府1号雨水幹線整備事業について、令和5年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が今年の3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴い、課税上、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に利府町町税条例及び利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正の主な内容についてでございますが、利府町町税条例については、地方税法及び省令の改正に合わせ、大規模修繕マンションに係る減額措置、軽自動車税種別割の特例の期限延長に関する規定の改正を行ったものであります。

利府町国民健康保険税条例については、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額及び減額措置に関する規定について改正を行ったものであります。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、食費等の物価高騰の影響により苦しんでいる子育て世帯を支援することを目的に満18歳までの子供がいる低所得の子育て世帯等に対して支給する、令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により今年の4月24日に令和5年度利府町一般会計補正予算を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第38号利府町町税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が今年の3月31日に公布されたことに伴い、地方税法等の規定に合わせ、専決処分に係る改正箇所を除く規定について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、令和6年度から課税される森林環境税の賦課徴収方法等につ

いて規定するものであります。また、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年から異動がない場合の記載事項を簡素化するものであります。

次に、議案第39号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、関係する内閣府令及び省令が改正され、4月1日に施行されたことから、関係条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、こども家庭庁が放課後児童健全育成事業実施要綱を定めたことに伴い、放課後児童健全育成事業における職員要件が緩和されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号令和5年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,758万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を147億4,496万8,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、中央児童センター指定管理事業を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、児童福祉施設整備事業の限度額を増額変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願ひします。

次に、議案第42号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から1,065万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億3,728万9,000円とするものであります。

補正の内容でございますが、歳入歳出ともに人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

次に、議案第43号令和5年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により1,305万7,000円増額するものであります。第3条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により484万8,000円減額するものであります。

次に、議案第44号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により91万3,000円増額するものであります。第3条資本

的支出の補正につきましては、人件費の調整により9万8,000円増額するものであります。

次に、議案第45号副町長の選任についてでございますが、今月の30日で任期満了となります櫻井やえ子氏を再任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めますのであります。

次に、議案第46号から議案第54号までの利府町農業委員会委員の任命についてでございますが、現農業委員の任期が来月の19日をもって満了することに伴い、6名を引き続き任命し、また3名を新たに任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めますのであります。

なお、利府町農業委員会の委員選任に関する規則第5条の規定により、利府町農業委員候補者評価委員会を設置し、実行組合等から団体推薦8名及び一般応募1名の計9名の候補者の評価を実施したところ、適格と判断されたものであります。

以上が、本定例会に提案いたしております報告5件、承認2件及び議案17件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第41号令和5年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第41号令和5年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

初めに、2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、中央児童センターの開館に向け、施設の管理運営業務等に関して指定管理者制度を導入するため、追加するものであります。

第3表地方債補正につきましては、中央児童センター整備事業について限度額を増額するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、歳入であります。17款2項1目総務費国庫補助金5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,639万4,000円につきましては、国による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援策として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を行うことに対しての交

付金を計上するものであります。

同じく2目民生費国庫補助金3節出産・子育て応援交付金事業費補助金2,166万9,000円と、18款2項2目民生費県補助金6節541万7,000円につきましては、当初、令和5年9月30日までの申請分を令和4年度繰越事業として予定しておりましたが、その後の国からの通知により、繰越しを行わずに令和5年度分として交付されることになったため、増額するものでございます。

戻りまして、同じく6目商工費国庫補助金1節観光振興事業費補助金1,800万円につきましては、インバウンドの本格的な回復に向け、新幹線車両センターなど観光資源の活用を図る観光再始動事業と、馬の背などの地域資源を活用した観光コンテンツ造成事業に対し、国から補助金が交付されるため、計上するものであります。

9ページを御覧ください。

21款2項8目1節まち・ひと・しごと創生寄附基金繰入金1,000万円につきましては、今年の3月定例会で追加提案し承認いただきました企業版ふるさと納税分を中央児童センター整備事業費の一部として財源充当するため、計上するものでございます。

23款4項3目7節雑入のうち、災害・損害等共済金2,404万5,000円につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震における公共施設の被害に対し災害共済金が交付されたことから、計上するものであります。同じく8節コミュニティ助成事業助成金500万円につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が採択されたことから、追加するものであります。

24款1項2目1節児童福祉施設整備事業債2,610万円につきましては、中央児童センター整備事業費を増額するため、限度額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出全般の共通事項といたしまして、人事異動等による人件費の調整を行っております。

13ページを御覧ください。

2款1項7目自治振興費18節負担金補助及び交付金500万円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が採択されたことから、町加瀬町内会及び14ページの青山町内会が実施する備品購入事業に補助するものであります。

2款1項11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億196万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策として電子マネー配付事業や省エネ家電製品買替促進費用助成事業等を実施するため、計上するものであ

ります。

18ページを御覧ください。

3款1項9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業費6,969万6,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支給するため、計上するものであります。なお、この給付金につきましては、町内の住民税非課税世帯2,200世帯分の給付金を支給する見込みとして計上しております。

同じく10目住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費22節償還金利子及び割引料3,617万9,000円につきましては、令和3年度及び令和4年度分の精算に伴い返還が必要となりましたので、計上するものであります。

20ページを御覧ください。

3款2項8目児童福祉施設費14節工事請負費3,973万2,000円につきましては、入札不調により労務単価や設計内容の見直しを行った結果、資材等の市場価格高騰に伴い、中央児童センター整備事業に係る工事請負費等を増額するものであります。

同じく10目出産・子育て応援交付金事業費18節負担金、補助及び交付金1,560万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、事業費の繰越しを行わなかったことから、今回改めて計上するものであります。

23ページを御覧ください。

7款1項2目観光費2,400万円につきましては、歳入でも御説明申し上げました観光再始動事業と観光コンテンツ造成事業の実施に係る経費等を計上するものであります。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時45分とします。

午前10時36分 休 憩

午前10時44分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第27、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、6名であります。通告順に発言を許します。

8番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔8番 伊勢英昭君 登壇〕

○8番（伊勢英昭君） おはようございます。8番、21世紀クラブ、伊勢英昭でございます。

今回は大きく2問、本町の人口増に向けてと、本町の子育て支援策についてお伺いいたします。この2つの質問に相当共通点が多く見られますが、日本の将来や本町の将来について大変気になる問題ですので、あえて別々に質問いたします。今後の町の方針を確認する上で、議員任期最後の定例会で取り上げましたので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

では、早速、通告書を読み上げます。質問事項、質問要旨の順で読んでまいります。

1、本町の人口増に向けて。

「日本の出生率80万人を切る。1899年に統計を取り始めてから初めての事態」と衝撃的な報道がありました。2040年には年間死亡者数が168万人・出生数が74万人と予想され、毎年約100万人が減少する、いわゆる「多死社会」が到来すると言われております。特に東北地方は国内でも人口減少率が高く、宮城県を除く他の5県は最上位に位置しております。大震災などの自然災害の影響もあるでしょうが、このまま手をこまねているわけにはいきません。

人口が減少に転ずれば、労働人口の不足、経済縮小による消費の激減、社会保障費の負担増加、介護難民、さらには共同社会がなくなることで自治体消滅まで波及することすらあり得るのであります。

本町の総合計画では「2030年目標人口3万8,800人」を掲げております。しかも「目指せ！市制移行！」であります。本町の人口は2015年（平成27年）がピークの3万6,330人でありました。その後、総合計画とは裏腹に、僅かに減少への道をたどっておりますが、本町の現状についてお伺いいたします。

（1）直近3年間の人口の推移とその内訳である自然増減、社会増減、転入転出者数の数値について、町の状況はいかがでしょうか。

（2）この数値より、本町の人口における問題点をどのように分析しているのかお伺いいたします。

（3）現在進められている土地開発計画で、どのくらいの人口増が見込めるのかお伺いいたします。

（4）人口を増やすには、自然増の出生数を増やすことと、社会増である移住を増やすことが大切と考えます。有効的な施策を弾力的に推し進め、自治体間競争に打ち勝つ戦略と展望が必要と考えますが、いかがでしょうか。

（5）今後の町独自の施策として、本町のシビックプライドを十分発揮できるような策を望みますが、いかがでしょうか。

大きな2番目、本町の子育て支援策について。

政府や自治体は、1990年代より物心両面で少子化対策を意欲的に推進してきましたが、その成果を得るまでには至っておりません。今回政府は「次元の異なる子育て支援」として、これまでの10兆円の予算を将来的に20兆円に倍増し、これまでの少子化の流れに歯止めをかける方針を表明いたしました。

それは、①児童手当の拡充や医療費の無償化・教育費の負担軽減などの「経済的支援の強化」、②新たな保育所制度の創設などの「子育て世帯へのサービス拡充」、③育休給付率の引上げなど「共働き・共育での推進」というものであります。この6月には「骨太の方針」として具体策が決定される予定でございます。既に4月には子供の縦割り行政をなくし一本化した「こども家庭庁」が発足し、政府の本気度が見て取れるが、その手腕はいかほどなのか未知数であります。地方自治体にとっては、今後の展開に大いに注目せざるを得ないわけであります。

以上の状況から、本町の現状を鑑みて子育て支援への施策についてお伺いいたします。

（1）五、六年前までは本町の子育て支援策が画期的で他自治体に喧伝され、さらには人口増とも相まって本町への視察が多かったのですが、関心が薄れていると感じていますが、私だけかどうかお聞きいたします。

（2）新しい子育て支援策を提案できなかったのが、若年人口の伸びを欠いたように思われます。子育て支援の先進自治体を参考にするなど、対策の可否、選択はあったのではないのでしょうか。

（3）保育園、幼稚園や小中学校の定員の問題もあります。富谷市では過去10年間に9つの保育園を新設して若年人口を増やしております。本町でも同様に進めていると思いますが、現状はどうでしょうか。

（4）今後、将来的に人口増が見込めることから、子育て支援策もいろいろな課題が出ると思

われます。その対策は準備しているのかどうかお伺いたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、本町の人口増に向けて、2、本町の子育て支援策について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の本町の人口増に向けてについてお答え申し上げます。

まず、社会全体としての少子化の進行につきましては、議員御指摘のとおり、人口の減少や高齢化を背景に、将来の経済成長率の低下や社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼす大きな課題であり、出生数の減少は国の予想を上回るペースで進んでおります。

また、国が今月の2日に発表した令和4年の合計特殊出生率は1.26と過去最低となり、1年間に生まれた子供の数も77万747人で、統計開始以来、初めて80万人を割り込みました。特に宮城県の出生率は全国でも東京に次いで2番目に低く、1.09となっております。

こうした状況の中、本町の出生率は、速報値ではございますが1.28と、全国平均を上回っており、県内でも高い水準を維持しているところであります。

まず、（1）の本町の直近3年間の人口の推移と内訳についてでございますが、令和2年度末の人口が3万6,033人、令和4年度末の人口が3万5,869人となっており、164人減少しております。そのうち出生数と死亡数の差である自然増減では85人減少し、転入数と転出数の差である社会増減については79人減少しております。

次に、（2）の本町の人口における問題点の分析についてでございますが、現状を分析しますと、高齢者の増加に伴う自然現象や若者の転出、さらには公共交通の問題や、転入を希望する世帯が居住する土地がないことなど、今後の人口減少につながる様々な課題があると認識しております。

次に、（3）の現在進められている土地開発計画でどのくらいの人口増が見込めるのかについてでございますが、現在、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業としましては、森郷新太子堂地区におきまして、計画戸数113戸、計画人口290人、神谷沢金沢地区におきましては、計画戸数133戸、計画人口412人の宅地造成がそれぞれ行われております。また、民間業者が行う開発行為としましては、神谷沢地区と青山地区におきまして、計画戸数249戸、計画人口932人の宅地造成が行われる予定となっております。現時点でこれらの住居系の土地開発計画を合わせます

と、計画戸数は495戸、計画人口は1,634人の増加が見込まれております。

今後につきましても、第8回仙塩広域都市計画の定期見直しにおいて、計画戸数1,608戸、計画人口4,370人の住居系保留地区指定へ向け、国や県と協議を行っているところであります。

次に、（４）の自治体間競争に打ち勝つ戦略と展望についてでございますが、出生数の向上が期待できる施策としては、各年代のライフステージに応じた支援策を強化するとともに、若い世代が安心して結婚や子育てに取り組める環境整備が最も重要であると考えており、本町では「子育てするなら利府町で」のキャッチフレーズの下、様々な子育て支援策を展開してまいりました。

また、昨年9月には、子育て世代が子供を産み育てやすい社会を実現するため、利府町ベビーファースト活動宣言を行い、これまで以上に結婚・出産・子育てと切れ目のない支援の充実を図っているところであります。

さらに、今年度からは、小学校6年生、中学3年生を対象に学校給食費の無料化を実施しており、子育て家庭への経済的支援を行ったところであります。

また、近年の未婚者の増加や晩婚化の解消に向け、昨年度から町主催による婚活イベントを開催しておりますが、先日のテレビ放映でも大きく取り上げていただきましたように、一組が御成婚されました。町としましても大変喜ばしいことであり、こうした町独自の取組をさらに一層推進してまいりたいと考えております。

今後も「もっと先へ！チャレンジ利府！～みんなの夢がかなうまち～」をキャッチフレーズに、町民の皆様一人一人が幸せを実感できるまちづくりを推進するため、子育て支援や教育環境の充実、公共交通の利便性向上や、企業誘致による雇用創出などを柱に、各分野で求められているあらゆる課題の解決に向けて施策を推し進めてまいりたいと考えております。

次に、（５）のシビックプライドを十分発揮できるような町独自の施策についてでございますが、本町には馬の背や館山公園などのすばらしい地域資源がありますので、まずは町民一人一人が利府町の歴史や文化に理解を深めることや、まちづくりに興味を持って様々なイベントや各種事業に主体的に関わっていただくことが重要と捉えております。そして、こうした関わりなどから各個人がチャレンジすることで生まれる充実感や達成感により、ふるさと利府町への思いや誇りが育まれていくものであると考えております。

町が大きく発展していく姿を見せていくことは、未来を担う子供たちにとって、将来に明るい希望や夢を抱き、町を愛する気持ちがさらに醸成されていくものと確信しておりますので、今後も町民一人一人が自分の可能性を信じてチャレンジし、より豊かな暮らしを次世代へつないでい

けるまちづくりを目指してまいります。

次に、第2点目の本町の子育て支援策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の本町の子育て支援策について、他自治体からの関心が薄れていると感じられることについてでございますが、本町では子供たちの笑顔があふれる環境づくりを推進しており、これまでも先進的な子育て支援に取り組んできたことで、子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートでは、約8割の子育て世帯から「子育てしやすい」との回答をいただくなど高い評価を得ており、利府町スタンダードとしてこれまで同様、他自治体の参考となり得るものと考えております。

また、コロナ禍によりここ数年は来訪いただくことが減ったものの、他自治体からの問合せなどには随時対応し、今後についても県外からの視察の依頼が来ていることから、子育て支援の先進自治体として、これまでと変わらず注目していただいているものと認識しております。

次に、（2）の新しい子育て支援策の提案についてでございますが、昨年の9月に県内の自治体としては初となる、利府町ベビーファースト活動宣言を表明し、誰もが希望を持って結婚・出産・子育てをできるよう、切れ目のない支援に取り組んでおります。

主な取組につきましては、本町が独自に取り組んでいる子ども医療費無償化事業や、ベビー用品のレンタル事業、教育・保育施設等における第3子以降給食費助成事業等のほか、今年度からは新たに小学6年生・中学3年生の学校給食費無料化事業や、初めての絵本事業を始めております。

また、今年の1月には赤ちゃんハイハイレースを開催したところ、全国版ニュースで取り上げられたことにより、SNSで拡散され、「子育てのまち利府町」を国内外に発信することができました。

子育て支援については、各種アンケートや子育て世帯を対象にした座談会において町民の皆様から様々な御意見をいただいておりますので、本町における状況を鑑みながら調査研究を重ね、住民の方々に寄り添った事業展開を図っていきたくと考えております。

次に、（3）の保育園等の定員の問題についてでございますが、町では待機児童解消と地域の保育ニーズに応えるため、利府町子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に保育所の整備を進め、平成25年度から今年度までに12か所の保育施設等を開設してまいりました。また、既存の保育施設における定員見直しも併せて行うことで、全体としては358人の定員を増やしてまいりました。

さらに、来年の4月には神谷沢地区への認定こども園の新設や、利府聖光幼稚園の認定こども園への移行が予定され、今後も地域における保育需要に対応した受皿の確保を図っていくこととしております。

最後に、（4）の将来的な人口増に対応する子育て支援策についてでございますが、人口の増加に伴い、保育需要がさらに高まることや、近くに頼れる親族がいない世帯の増加などが予想されることから、引き続き保育の受皿を確保するとともに、子育て支援の情報提供と相談体制の充実を図ってまいります。

また、国において、次元の異なる子育て支援を掲げ様々な施策が検討されておりますので、その動向を注視しながら、より効果的な事業を展開できるように努めてまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、再質問いたします。

1番の本町の人口増について、（1）から（3）までは、まさしく町の集計どおりと理解いたします。ここについての再質問はいたしません。ただし、私が利府町に移住したとき、昭和61年当時でございますけれども、人口は1万2,000人ございました。そのように記憶しております。現在は3万6,000ということで、3分の1、当時は3分の1しかいなかったわけでございますけれども、それから物すごい勢いで人口が増えたと、このように記憶しておりますけれども、今後も、先ほどの町長答弁では、答弁書には、2,100戸、6,000人というふうに書いてありましたけれども、こういう数字で伸びていくということですので、本当に大きな期待がこれから利府町では持たれるのではないかというふうに思っております。

では、（4）から質問いたします。

（4）です。以前にも、これらの統計について一般質問を過去にしております。経済活動、つまりお金の流れが突然停止せざるを得なかったリーマンショックや東日本大震災の当時は後でしたから、今の状況とは違うわけでございます。今回は、以前とは本当に状況が異なり、コロナ禍ということであり、つまり人流、人の流れですね、これを強制的に停止せざるを得なかったということで経済の停滞を招いたわけでございます。これから人の動きをオフからオンに変えただけで、飛躍的な経済回復が見られることと思います。

今朝のNHKのアンケート調査では、経済回復が約、国民の半分くらいの方が経済回復しているというふうなアンケート調査がありました。では、その話を聞いて、人口に関して言えば、先ほどの自然増の出生数を増やすことについては、この経済状況が好転すれば出生数が増えるとい

うことが知られております。

本町の場合、コロナ禍で相当の売上減少を余儀なくされた飲食店、宿泊施設などのサービス業並びにほかの企業について、その基礎的な土壌ですけれども、業績回復は進んでいるのか、まずお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） 議員の質問にお答えいたします。

利府町の企業の業績回復についてということでございますけれども、それぞれの事業者、企業の方にお伺いしたわけではございませんので正確には分かりませんが、商工会と情報交換などを行っている際には、にぎわいなんかにつきましてもコロナ禍前に戻りつつあるというようなお話をいただいております。そのようなことから、業績回復は進んでいくものと考えております。

しかしながら、コロナ禍のときに融資を受けております、いわゆるゼロゼロ融資でございますけれども、そちらのほうの返済もそろそろ迫ってくるというようなお話も聞いておりますので、その辺は商工会としっかり連携しながら、事業者の業績、経営状況など、しっかり注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今の答弁では、にぎわいがコロナ禍前には戻っているという話でございましたけれども、やはり企業さんがね、融資を受けているということで、その返済が迫っているということで、今のところどうにかは、どうなるか分からないという状況ですね。

人口増に向けては先ほど言ったように、経済が回復すれば今後、景気がよくなるというふうになれば、やはり出産が増えるんじゃないかというふうには私も思います。先ほど町長が合計特殊出生数という言葉を使っていたんですが、利府町は1.28という話をお聞きしました。全国が1.26ですから、全国よりは幾分高いかなと。ただし、人口が増える、それから減るという人口置換水準というのがあるんですね。置換というのもちよつと言葉はあれですけども、置き換えるという数字ですけども、これが2.07なんですね。ということは、相当、全国も利府町も低いわけですね。ということは、今から人口が本当に減少するということでございます。

その合計特殊出生数についてですけども、町長は、宮城県、全国ワーストツーという話をしました。1.09なんですね。相当、宮城県は低い状況であります。それだけ宮城県の方は、将来について経済的不安、ほかの都道府県に比べて大きかったように思います。都ではないですね、道

府県ですね。東京都が一番低いわけですからね。そのちょっと上が、その上が宮城県でございますから。

ある例がございます。高福祉・ジェンダー平等の北欧では、かつては高い合計特殊出生率を誇っていましたが、今やフィンランドで1.3人、そしてノルウェーで1.41、スウェーデンは1.53と。これも、北欧も、人口が増えているという優秀なところだったのですけれども、やはりこの地域も子供が生まれないという状況になっております。これもやはりコロナ禍とか、戦争ですかね、やはりその影響もあるかというふうに思います。このように将来への不安がこれほどまでに顕著に表れると、この地域で、これは驚きであります。

本町においての合計特殊出生率は、これより比べて、これ以上低いわけでございますけれども、出生数を減らす要因は、今言ったように将来への不安ということが最大だと思うのですけれども、これについて、本町の場合に当たってどのように考えているか。その要因についてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

大変深刻な話題を議会で取り上げていただきありがとうございます。ただ、ちょっと暗くて、利府町はね、明るい町なんです。これだけ他市町村が、または宮城県が苦勞している中で、利府町は、本当に私は輝いていると思っています。身内褒めするわけではありません。利府町職員をはじめ町民の皆様、本当に頑張ってください、他市町村からうらやましがられるような、私たちの町は明るさを持っております。なので、ちょっと今の質問を聞かせていただくと、何かすごく不安、私は逆に不安になってきちゃって、いや、もっと明るく、笑う門には福が来るんですよ。なのでね、もっと皆さん笑顔で、議会と皆さんとね、討論できたらいいなと思います。すみません、前提としてですが。なので、私は不安ということはそうそう、そんなにそんなに感じておりません。むしろ我が町の明るい未来、明るいあしたを信じて突き進んで政策を打っております。

先ほどの経済の不安が、あとまた経済回復はどうだということについても、私はイオンさんの宣伝マンではございませんが、イオンさん、新利府南館さんをはじめ北館さんで、昨年度は1,235万人、入り込み客数としていらっしゃって、平均、毎日ですね、1日平均の来場者数は3.5万人、私たちの町の人口が毎日行っているというぐらい、明るい話題でございますし、それは昨年3月の地震が、強い地震があつて閉店せざるを得なくても、日本全国のイオンさんの売上げで10位と

ということで、名取のエアリさんを抜いているというところで、いろいろな数値を見ますと、暗い数値もあれば明るい数値もある。どちらの数字を見るかで人間の姿勢というのは変わってくる。私は明るい方向を見ていきたいなと思っております。

さらに、人口増加ということで、今後、伊勢さんからまた再質問があると思うのですがけれども、私は非常に楽観的に、明るく前を向いておるとというのが現状でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 町長はそのように楽観的に思っているみたいですがけれども、実際のところ、さっき人口置換水準と言いました。これは、人口が増える、減るの出生数の数字ですがけれども、2.07なんですね。先ほど町長がおっしゃった本町の合計特殊出生率は1.28でございますから、はるかに下なのでございます。これで楽観していただけるかということでもありますけれども、私は相当深刻なことだと思っております。年を取ったせいもあるかも分からないですがけれどもね。やはりそういう悲観的な見方もあるということですね。日本全国がとにかく1.26で、もう全国的に騒いでいるわけですから。ただ、本町は1.28で安心していただけるかと、そういうわけには私はいかないと思っております。やはり今後も、人口増に向けて、やはり本町も行政的な政策を取っていかないといけないというふうに思っております。

ちょっと戻ります。じゃあ別な質問をいたします。

次に、社会増である移住を増やすことについてであります。各自治体は人口増、出生数が少ないとすれば、やはり移住を一生懸命、移住に力を入れているわけでございます。職場と住居がなければ、人は寄りつかないわけでございますから、ただ、利府町は幸運なことに、職のある大都市仙台に近接していると。十分過ぎるほどやはり職はあるんじゃないかというふうには思っております。住居さえ拡充できればというふうに思いますけれども、先ほど利府町での計画変更ですがけれども、2,100戸、6,000人という計画でございます。やはりここに住ませるためには、利府町に魅力あるものがあって、利府町に引っ張ってくる、人を寄せつける、寄せるいうことをやっていないといけないというふうに思います。

利府町に住んでみたいというふうに思える自治体として、何かそのようなアイテムがあるかというふうに考えた場合、町長は、馬の背、館山とか、それから歴史文化と。馬の背もすばらしいところでありまして、珍しいところでもあります。それから、館山ももちろん、時期が時期ならね、桜が咲くとか、そういう時期以外にも来ていただく、そういうことで名所ではありますけれども、それだけの人を引きつけるところではないかなというふうに思います。

歴史文化に触れると、それからそれに関わりを持って達成感を持つというようなこともおっしゃいました。こういうこともあるかとは思いますが、そのほかに何か本当に引きつけるものがあるかどうか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問、ちょっと暗い質問が続くのですが、お答えしますが、住み続けたい町、またはいろんなランキング、自治体のランキングが出ておりますが、私どもは飛ぶ鳥を落とす勢いで今2位でございます。もう数年先には1位が目の前にあるというところで、これ以上の魅力は何が、私はむしろあるのだろうというふうに今、分析をしておるところでございます。

先ほど伊勢議員が御言及なされました住む場所、これは今、県と一生懸命協議をして市街化編入に向けて頑張っておるところでございますが、あとはその市街化編入に際して、工業団地をいかに造っていくのかということにかかっているのではないかな、つまり働く場所、雇用いうところでございます。

これは広報にも掲載をさせていただきましたが、二十歳を祝う会の際に、成人、新成人の皆さんと座談会をさせていただきました。そのとき、ああ、そのとおりだなと私は非常に痛切に思ったことございますが、その中で、女性で東北大学の工学部の女性がいました。将来、就職先とかどういふふうに考えていますという話をしたら、宮城県は一切視野に入れておらないと、入れませんという話をしました。

つまりここから導き出されることは、高学歴、私たちの町の教育レベル非常に高い、この高学歴、いわゆるそのままいくと高学歴の女性、女学生になる、その高学歴の女学生がどのように我が町で自己実現するのか。これは雇用ですね。そうした高学歴の女性たちがどうやったら町に残ってくれるのか、どうやったら町に残れるのかということ。であれば、そうした皆さんが自己実現できるような雇用先がなければいけない。では、そうした皆さんがどういう雇用先を求めているのかということをごとをゴールオリエンテッドで考えていけば、おのずと結果が出てきます。

なので、今工業系、いわゆる製造業をはじめ、非常にハイスペックな企業誘致をしていきたいということで、これはもう卵が先か鶏が先かなのですけれども、多く私たちの労力を費やしているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 暗い質問で大変申し訳ございません。私はやはりそういうことで気になる

ほうなのですけれども、ただね、数日前、山梨県が発令したのがありましたね。山梨県は合計特殊出生率が1.40なんですよね。ということは宮城県の上ですね。それにもかかわらず、人口減少危機突破宣言というのを宣言しております。やはり1.40でも心配なんです、山梨県は。1.7くらいに目標にしていたということでございますけれども、やはり1.40で、宮城県は1.09ですから、宮城県のほうが危機突破宣言ね、すればよかったかなというふうに思っております。

私は利府町の発展と、それから存続、これを心から願っているわけでございますので、ただ、人口増加率全国1位という千葉県流山市がございまして、流山市は女性が物すごく活躍している自治体ということで、どんどん人口が集まってきているという話でございますね。東の流山、西の明石市ですか、これは有名ですよ。

まあちょっと町長と見解が違いますので、1のほうはこれで終わりにいたします。話しても私は無駄だと思いますので。

次に、大きな2番目の本町の子育て支援策について、移ります。大変（1）については私の見解の相違でございまして、大変申し訳ございませんでした。本町は物すごい子育て支援、頑張っているということでございますね。コロナのせいで、やはりぼうっとしておりましたので、このような質問になって大変申し訳ないと思います。（1）については、ここで再質問はないということにさせていただきます。

じゃあ（2）について再質問いたします。（2）について、いろいろな子育て支援策がございまして、この間、東京のほうに行きまして研修を受けてまいりました。その研修の中で子育て支援で、先ほどから言っている合計特殊出生率が2.95という町がございまして、これは岡山県の奈義町でございまして、このところ、人口は5,700人ですけれども、出生率2.95ですよ。子育て支援策について調べさせていただきました。これにちょっと時間、物すごく取っていたわけですが、子育てにはお金がかかると。かかることが、少子化を招いた一番の原因と言われております。それを解決した自治体があるということで、その奈義町の町長さんの講演でございましたけれども、十分何か考えさせられることがございました。

では、その（2）番から再質問いたします。この岡山県奈義町を具体例に取って申しますと、確かに素晴らしい事業を展開し、合計特殊出生率を2.95まで上昇させ、ほとんどの家庭が子供3人をもうける、子育てがしやすい町として、理想の町のように私には思えます。本町ではとても考えられない子育て支援策として、次、3つあるんですね。この3つが何かお金が物すごくかかる、すごいことなのですけれども、幼稚園や保育園に通わずに在宅育児する保護者に対して、

月1万5,000円の支援金を支給している。それから、高校生には就学支援金として年額13万5,000円を支給している。それから、大学生ですね、大学生には町独自の奨学育英金を年額60万円支給している、そういう町なんですね。ただし、その60万円、卒業後、町への定住で全額返済免除ということでもあります。これで出生率2.95にしたということです。

この現金給付ですね、現物給付、現金給付、ありますけれども、この現金給付に関しては、本町とちょっと比べさせていただきましたけれども、この資料、事前にお渡ししていますけれども、これについて何か感想があればお知らせ願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） 現金給付についてお答え申し上げます。

まず、現金給付などの経済対策につきましては、子育て支援におけます重要な支援の1つというふうには考えております。また、本町におきましては、経済的な対策のほかに交流や相談などができます親子の居場所づくりの提供に始まりまして、保育サービスの拡充、そして小中高校生への居場所の提供など、様々な子育て支援サービスを提供しているところでございます。

このことから、今後の現金給付などを含めた経済対策につきましては、国が児童手当などの拡充も視野に入れているというふうなこともございますので、国の動向を注視しつつ、町長が主催しております子育て座談会など、機会を捉えながら子育て世代のニーズ把握に努めまして、必要とされる子育て支援サービスを併せて今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 重要な、現物給付というのはやはり重要な支援だというふうな理解はしていらっしゃるということですね。ただ、やはり現金があつてからの、自治体に現金があつてからの話なんですね。私もこのようにお金が支払われるということで、ちょっと調べてみました。よくよく調べてみますと、奈義町では、岡山県奈義町では何をしているかといいますと、外郭団体の補助金や交付金を減らして、議員定数も削減すると。これ、14から10にしたみたいですね。5,700人の町ですからね、14を10にしたと。そして、1億6,000万円の財源を捻出したと。その1億6,000万円を使って、今言った高額ですね、それを支援しているということでもあります。

このことに関して、この町長のやり方、住民の支持を大方得ているようであります。他の自治体に在住していたら、若い夫婦がですよ、決して生まれない命がこの奈義町で生まれるということなんですね。ちょっとこういうふうにと考えると、やはり何か貧乏な町には子供が生まれないということでしょうね。

それで、こういう予算の使い方をしている町長なんですね。この予算の使い方をしているということで、裁量権、予算の裁量権は町長にあると思いますけれども、熊谷町長はこのやり方についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。

私は、少子化というのは本当に大きな我が国が直面している課題だと思っております。国家的な命題でありますし、本当に解決しなければ、もう本当に日本という国がなくなってしまうという、本当に非常に危機感を持っております。

その中で、奈義町についてどう思われるかという話なのですが、本当にお金で解決できることであれば、何でも予算投入を私もしたいと思っています。ただ、もう伊勢議員、これはもうちょっと哲学的な命題になると思うのでちょっとお話しするのですが、私も少子化の原因、相当調べています。調べてきました。

それで、このもう淵源は、伊勢議員御案内のとおり、戦争に負けた国、第2次世界大戦で戦争に負けた国は軒並み少子化で悩んでいます。まずそういった深い原因もありますし、国全体が豊かになって子育てがお金かかるということもあると思います。大変少子化は深い深い原因がありますし、日本独特だなと思った、この私は、原因が1つあって、日本というのは向こう3軒両隣で子育てをしていた社会だと思います。しかし、昭和50年代、または40年代の後半に、その向こう3軒両隣の紐帯、絆が崩されていく訴訟事件がありました。これを隣人訴訟と呼びます。隣に子供を預けていたら、預かっていた子供が池に遊んでいる最中に、池に泳いでる最中に足を取られて亡くなってしまったと。その責任は誰にあるんだという訴訟が起こったんですね。その訴訟以来、管理者責任というのが物すごく日本の中で問われることになりました。おおらかな、子供を預かるよ、いいよ、どうぞという、このお互いの支え合いというのはそこからずたずたに切り裂かれていきます。

世の中を見ると、池のほとんどの周りにはフェンスが立てられて、分断社会というふうに言ったらいいのでしょうか。私は、アメリカが訴訟社会と言われておりますが、日本がアメリカよりも相当早く訴訟社会に突入をして、訴える、訴えられたと、そういったことで人間関係がぎくしゃくしていった時代が始まったと思っております。それはどこか。福島県で産婦人科の事故があって産婦人科医が訴えられて、それ以来、産婦人科を希望する医者が、お医者さんが激減したというところが似ているのではないかなと思っております。

その向こう3軒両隣、子供たちは地域で育てるということが、昭和48年代の後半、または昭和50年代から、相当できなくなってきたということが、この少子化の非常に深い深い原因だと思っております。それをどのように現代社会で取り戻していくのか、新たな時代として、その向こう3軒両隣の隣近所の紐帯、絆というのを取り戻していくのかというのが、私は団塊のジュニア世代ですけれども、団塊ジュニア世代の私は大きな課題だと思っております。

なので、お金、すみません、長くなって申し訳ないのですけれども、お金で解決できるのであれば、こんなに少子化というのは難しい問題ではないと思っております。それ以上のところに大きな、そして深い、何か根源的な問題があるというところを私たちはもっと見つめて政策を打っていかなければ、この少子化社会、国家的命題はクリアできないという認識でございます。すみません、長くなりました。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 利府町では随分大きな話になりましたけれども、じゃあ（3）について再質問いたします。保育園の新設の件ですけれども、大変私も、事実を、認識、甘かったと思えますけれども、利府町で25年まで12か所造ったという話でございました。ただ、今回の骨太の方針が今日の内閣の経済財政諮問会議で討議されるわけでございます。もしこの保育園増設についてお金がね、来るとすれば、どんどん利府町は人口が増えることが見込まれることでございますので、これからもこの増設に向かって本町の体制は整っているかどうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） 本町の体制整備についてお答え申し上げます。

まず、保育施設等の整備につきまして、担当いたしますのは子ども支援課の保育係となっております。今年4月に職員1名を増員してしております。その配置につきましても、これまで学校施設整備など公共施設の整備に関わってきており、経験実績等もある職員を配置し、体制強化のほうを図っているところでございます。

また、こども家庭庁発足に合わせまして、就学前教育・保育施設整備交付金が整備されております。今年度、整備いたします認定こども園につきましても、こちらの交付金のほうを活用していくこととなります。こちらは国の交付金ではありますが、市町村の窓口は宮城県となっておりますので、今後、宮城県の担当職員のほうと調整等をしっかりと行いながら、事務のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今後も期待したいというふうに思っております。

じゃあ（4）について、最後の質問になりますけれども、利府町に、さっき利府町は、利府町スタンダードという言葉がありましたよね。このように子育て支援で、ほかの自治体に比べてフロントランナーになってもらいたいというふうに思っています。それにかかったキャパシティーを備えている自治体だと、そのように思っております。

コロナ禍を經ていろいろな職種で人材不足が指摘される中で、保育園といえば、保育士などの安定確保や待遇改善の面、そういうものがよく問題になっております。本町においても一体どうなっているのか、そういうことが今後、心配事としてありますので、その点についてもお聞きしたいし、それからもう一つ、自治体間競争で、認定こども園を開設できるのは社会福祉法人だということでございますので、社会福祉法人がね、国の政策で方々に保育園を造るとなれば、その社会福祉法人が手を利府町のために挙げてくれないということも考えられますので、私の杞憂で終わればいいのですけれども、今後の状況、そういう見通しについてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） 今後の見通し等についてお答えいたします。

まず、人口減少や少子高齢化などが問題となっております、他の自治体では保育施設のほうを廃止したり、統合したりといったことを検討しているということをお聞きしているところではございます。ただし、本町におきましては、仙台市に近接する立地条件や充実した子育て支援サービス、また公園などが多いなど、子育てに適した条件がそろっていることや、商業施設に恵まれているなど、そういった状況の中で利府町に住んでみたい、利府町で子育てをしたいという潜在的なニーズ、そういったものは高いというふうに認識をしております。

また、他の市町村等では、人口減少を見据えた計画や取組というのをやっているところがございますが、本町におきましては、人口増に向けた戦略的な方針を示しているというふうなこともございますので、事業所としては大変魅力的な地域であるというふうに認識をさせていただいているというふうに考えております。

また、保育施設のほうの整備につきましても検討していたりとか、希望する事業者からは、本町の現状での保育ニーズ、そういったものがどのようになっているかという問合せ等をいただいているところでございますので、今後につきましては、本町の保育需要、こちらのほうの推移を

注視しながら新設、または既存施設のほうの定員調整などを行いながら進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、8番 伊勢英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時0分とします。

午前11時41分 休憩

午後0時56分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 3番、公明党の鈴木晴子でございます。本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、緑のまちづくりについて。

「利府町都市マスタープラン」の都市づくりの目標①では「豊かな自然環境と快適な都市環境が調和する定住都市」とあり、暮らしの場として選ばれる魅力的な定住都市を目指しております。本町は緑豊かな町であります。その強みを生かすまちづくりが重要であると考えます。以下、緑のまちづくりについての町の考えをお伺いいたします。

（1）都市マスタープランでは駅前広場や幹線道路等においては、植樹帯の整備・維持管理により市街地間を結ぶ快適で潤いのある緑のネットワーク形成を図るとしております。概要をお伺いいたします。

（2）「緑のまちづくり」には街路樹の適正管理が重要でございます。多くの街路樹は植えられた当時と比べ樹木も成長し、道路空間や沿道環境、さらには地元住民の要望との不適合が見られる状況でございます。街路樹の適正管理について町の考えをお伺いいたします。

2、学校給食における食物アレルギー対応について。

学校給食における食物アレルギーについては、文部科学省監修の下、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー罹患に対する取り組みガイドライン」に基づき対応することとされております。また、文科省より平成27年に「学校給食におけるアレルギー対応

指針」が示されております。以下、町の学校給食における食物アレルギー対応についてお伺いいたします。

（１）文科省の指針に基づいての取組状況をお伺いいたします。

（２）宮城県の「学校給食等における食物アレルギー対策ガイド」に基づく取組状況をお伺いいたします。また、ガイドの中で特に強調されております「食物アレルギー対応の望ましい形」として「除去食対応」「代替食対応」についての取組状況をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１、緑のまちづくりについては、町長、２、学校給食における食物アレルギー対応については、教育長。初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） ３番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

第１点目の緑のまちづくりについてお答え申し上げます。

まず、（１）の緑のネットワーク形成の概要についてでございますが、利府町都市マスタープランでは、長期的な展望としての市制移行を見据えつつ、都市づくりの目標を達成するために目指すべき都市構造の１つとして、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和する定住都市を定めております。この目標を達成するために、都市施設、生活サービス施設分野における公園緑地の方針として、人と地域を緑で結び、豊かなコミュニティ形成に資する緑のネットワーク形成を図るものとしております。

定住都市の実現には、本町の豊かな自然環境と都市環境の調和が重要になっておりますので、今後も、市街地の拡大に合わせた整備を促進してまいります。

最後に、（２）の街路樹の適正管理についてでございますが、街路樹につきましては、その多くが団地造成時に植えられたもので、議員御指摘のとおり、団地の成熟とともに大きく成長し、落葉や落枝、歩道の根上がり等の問題が起こっております。こうしたことから、町ではパトロールを実施し、横断歩道のある交差点や道路標識、街路樹、街路灯付近を重点的に確認するほか、行政区長や町民の皆様からの情報提供を受けて、緊急性や危険性のあるものに対しましては迅速に対応するなど、計画的な管理に努めているところであります。

今後は、維持管理マニュアル等の作成も視野に入れて、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和する定住都市を実現するため、町民の皆様のお協力を得ながら適正な管理に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 3番 鈴木晴子議員の御質問につきましては、第2点目の御質問につきましては（1）と（2）は関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

まず、文科省の指針及び宮城県の学校給食等における食物アレルギー対応ガイドに基づく取組状況でございますが、食物アレルギーを有する児童生徒への学校給食における対応は、全学年の児童生徒を対象に毎年度、入学時及び進級時に食物アレルギーについての調査を実施し、アレルギー疾患を持つ場合は保護者からの給食対応の希望内容により、給食全てを停止、また代替飲料の提供、食材料表等の事前配付など、児童生徒に応じた適切な対応を行っております。

また、除去食対応、代替食対応についてでございますが、全ての食物アレルギーに対応した給食の提供を行うためには、アレルギー物質が混入しないよう、食材の下処理から処理、配送に至るまで、通常の給食と分けて作業するための施設設備が必要であり、現在のところは行っていません。

しかしながら、今年度から牛乳を飲めない児童生徒には、代替飲料としてお茶の提供を行っているほか、アレルギーが少ない調味料やデザートなどの使用により、食物アレルギーを持つ児童生徒に配慮した献立作成の工夫も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

（1）の緑のネットワークの部分でございますが、利府町の都市マスタープランの中で明記されておりますが、内容としてはほとんどが県道というところで、市街地とも結ぶ、そういうふうな空間で、緑を結んでいきたいというふうな考えでございました。ただ、マスタープランの中には維持管理を進めていくというふうな文言も書かれていたものですから、県道に置かれる部分で、町のほうで何か維持管理というふうな部分でされている部分がおありなのか、まずお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

県道部分の街路樹につきましては、うちのほうで整備管理するということではなくて、危険性があるものについては県のほうに連絡を取るというような形を行っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 県とともに、実際にするのは県だというふうになってくるかと思うのですが、特に町の顔でもあります庁舎周辺であったりだとか、イオン周辺であったりだとか、街路樹だけではなく、やはり除草のほうも大事になってくるのかなというふうに思うのですが、その辺がちょっと残念ながら、ちょっと目に止まる、目に余るといふか、残念な部分も見えている部分があります。このような部分、何とかしていかなければいけないかなと、定住都市を目指すということで、そのやはり町の顔である部分がきれいであるところに、やはり人というのは寄ってくるというか、集ってくるのかなというふうに思いますので、その辺の部分、やはり雑草の部分も県のほうに頼んでいるというふうな考えでよかったのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 除草業務ということでございますが、町道につきましては委託業務を行って年2回、除草、集草という形で進めております。県のほうにつきましても、ひどいところについてはうちのほうから連絡を取る、もしくは危険性があればうちのほうで対処するというようなところではございますが、県のほうにそういった場合は要望をしていくということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） やはり県か町かというふうなところになってくるかと思うのですが、宮城県のほうでは、アドプト・プログラムで、スマイルロード・プログラムで、市民というか、町民の皆様を募って県道をきれいにしていこうというふうなボランティアの動きがあります。

利府町の中でも何団体か各県道をやられているかと思うのですが、そういうふうな部分では、なかなか登録をされていない県道も、この町として指定している緑のネットワークの部分で、そのスマイルロード・プログラムでまだ指定がなされていない場所もあるかと思うんですね。そのような部分を町民の皆様にもしっかりと御協力いただけないかという、こういうシステムがあるという部分を周知して募っていくというふうなことができないものなのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 県道のアドプト・プログラムについて、もっと住民の参加を促進したらということではございますが、まず県のほうで募集を行っておりますので、本町におきましては町内清掃であったり、そういう部分で道路の清掃も行っていただいている状況でございます。

すが、ボランティアということになりますので、そういう部分で都市マスタープランのほうにもうたっております、町民とのパートナーシップによる緑化の推進ということで今後、そういった部分で県のほうにも投げかけていきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 県が行っているプログラムなので、町で協力的に推進するのはどうかというふうな、何か答弁だったように感じるのですけれども、できれば町の広報とかでも、県のだとなかなかちょっとはっきりと見えない部分もあるので、町として緑のネットワークでつないでいく、ここを大事にしたいと言っている部分で、何とか町として対応できないかというふうに思っているところなんです。

ですので、特に今言った、町の顔である庁舎周辺、またイオン周辺の部分で御協力、今、この部分が手薄ですので、どうか御協力いただけないかというふうな周知的なもので団体を募集かけるような、県でやっていますよというふうな形で、この部分が足りないのですというふうな形で何かができないかというふうな部分なのですが、もう一度お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 議員御質問のとおり、今後は、県とともにそういったプログラム、実行できるような、うちのほうとしては周知等を行ってまいりたいと考えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、2点目の街路樹の適正管理のほうにいきたいと思います。答弁のほうでは、マニュアルの策定も視野に進めていきたいということでございまして、私はこのマニュアルの策定は必須だというふうに思っておりますので、ぜひ推進していただきたいと思っております。

まず、街路樹の管理のほうで大事な部分は、まず1つとしては根上がりになってくるかなというふうに思います。これは何度も議会の中でもやり取りがありまして、町のほうでも一生懸命対応なされているいろいろやっつけらっしゃるかと思うのですけれども、今までやった内容でどのような効果があったのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 街路樹による根上りの対応でございしますが、これまでもその根上りを起こしている場所につきましては、樹木の衰退化を招かない範囲で根を切るという方法で修復をしてまいりました。平成30年だと思いますが、根が表面に上がってこないような防根

シート、防ぐ根のシート、これの工法を用いた補修を試行的に実施はしたのですが、根本的な解決には至っていないというような状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） これは本当にどこの自治体でも課題としている部分で、いろいろな方法もまた最近、新しいものが出てきているところでもありますので、そのシートのほうが難しかったのであれば、また再度、新しくですね予算を計上して検討していただきたいなというふうに思っております。

2015年に道路緑化技術基準が大幅に27年ぶりに改定されたところでもあります。それで、今までに規定がなかったものが新たに追加されております。その中で、道路巡回時の留意点として、安全確保の視点から道路管理者が実施すべき事項が規定されました。それで、その中に細かくいろいろあるのですけれども、必要に応じて専門家による調査、してはどうかというふうな、ということなんですね。このような調査、町のほうでしたことがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

専門家による調査ということでございます。これまで町のほうでは、特にそういった調査業務ということで実施した経緯はないというふうに記憶しておりますが、町が発注してその委託している除草・集草業務の中で、造園屋さんが実施していただいている分野で危険木等について御助言をいただくということはありません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 業者のほうから危険木として周知していただいているということでございましたが、やはりこれは最近、経年、時間もたっていますし、大径木化している部分もありますので、しっかりとこれは樹木医による診断も今後検討していただきたいと思いますと思います。

それで、この診断していく中でしっかりと、もう本当に古くなってきているので、中が腐って、外から見て分からなくて中が腐っていて台風が来て倒れたという事例も全国的にはありますので、しっかりと管理していただきたいのですが、管理するに当たりまして、樹木カルテというものを用意をして管理している自治体があるんですね。先ほどマニュアルも策定していくということでありましたが、このマニュアルの中にこの樹木カルテというふうな部分もしっかりと取り入れていただきたいと思いますと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 樹木カルテの作成ということでございますが、マニュアル策定に合わせて、ほかの自治体の事例も研究しながら、取り入れられるものについては取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それから、先ほど言いました道路緑化技術基準なのですが、高齢化、巨木化した樹木の更新も規定されているところでもあります。この健全な形で維持できなくなるというふうな予想がされる場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましいというふうになっております。やはりこの段階的な更新についてしっかりとそのマニュアルに方針を示していただきたいと思いますというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 樹木につきましては、樹齢100年から数百年というふうに一般的に言われますが、どうしてもその道路上に植えてあります街路樹につきましては、升の大きさが決まっておりますので、根が張れないことによって倒木という危険性もございますので、議員御質問のとおり、その計画的な更新、巨木化したものについては入替えを図るといような部分も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ明記していただきたいと思うのですが、あと樹木種、木の種類なのですけれども、環境省が以前、自治体へ街路樹についての調査を行ったのですけれども、上位10種類あるのですけれども、1位がイチョウとか2位が桜という形なのですが、9番目がプラタナス類というふうになっているのですけれども、全国的に9番目ぐらいなんですね、プラタナス類というのが。ただ、そのプラタナス類が、どこの自治体でも管理するのに負担が大きいというふうに言っているところなんですね。利府町の中にもプラタナス類があって、植わってしまって、大分大変な思いをしている地域があります。そういうふうな部分では、このプラタナス類、特に負担を強いている、そういうふうな樹木の種類については、更新する際にしっかりと地域の住民の声を聞いて更新を考えていただきたいなというふうに思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

街路樹の種類につきましては、各団地で異なるものでございますが、いかんせんその住民からの要望が多いのは、その落葉・落枝に係る部分で、落ち葉の集めにくいものはやめていただきたいというようなお話も頂戴しているものですから、その計画的な更新に際しましては、樹木の種類についても町内会と協議をさせていただきながら更新を図ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） お願いいたします。今まで根上がりであったりだとか、樹木の更新であったりだとか、お話しさせていただきましたけれども、そのような適正管理をしていくに当たりまして、やはりどうしても予算が伴うものでございます。これは特にこれから大分、樹木もそれぞれ成長して大分大きくなって、毎年毎年、落ち葉も増えているところで、これは毎年しっかりと予算を計上して行っていくべきではないかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 御質問にお答えいたします。

計画的な更新が図れるように予算化ということでございますが、マニュアル策定をしながら、そういった計画更新の年度、どこの団地を何年度やりたいというようなところまで具体的な案を持ちまして臨みたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 団地の部分まで明確にできるというところで、楽しみにしたいと思っておりますが、今後、間引きとかも考えられるのかなというふうに思うのですけれども、間引きした際の植栽が今、あえて別な木が植えられているところもあるのですけれども、そういうふうなところを管理したいというふうな住民の声もあります。そういうふうな部分では、町の管理と住民の管理と、規定がないとできないのかなというふうに思いますので、その辺も住民の皆様が管理できるようなシステムの構築も検討していただけないかなと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

町のほうでも花いっぱい運動などを活用して町内会単位で緑化推進していただいている取組も

ございます。ただ、植樹升の活用につきましては、個人的な使用によってトラブルに発展するケースもほかでは見受けられますので、その辺、先進自治体の取組事例を確認しながら、本町に合った活用の方法を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） よろしくをお願いします。

それでは、2点目の学校給食における食物アレルギー対応のほうに行きたいと思います。

（1）の文科省の指針に基づいての取組状況でございますが、その指針の中に、市区町村教育委員会等が取るべき対応というものがございます。学校における食物アレルギー対応に関する委員会を組織し一定の方針を示し、学校を支援することが必要となっておりますが、基本方針の決定状況はいかがでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） それでは、お答えをいたします。

町独自のものの指針というものは、策定はしておりませんが、文部科学省のこの対応指針、それから県の学校給食等における特別アレルギー対応ガイドに準じまして、町内全ての学校で統一見解の下、対応に当たっているというところでございます。ただ、そのマニュアル指針等ではないのですが、手順書というものを作成しておりまして、そちらのほうで各学校で対応に当たっているという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、町のほうでは、文部科学省の指針に準じているので、特に公表していないというふうな感じですよ。そういうふうな部分では、しっかりとホームページに文科省のガイドラインに準じて町では対応しているという文言が欲しい、入れていただきたいのですけれども、そのようなことができるか、まずお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

今後、議員の御指摘のとおり、ホームページに上げられるかどうかというところで検討をしていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 先ほど各学校は手順書を用意しているということでもございました。令和4

年度のものになりますが、県のほうで作成しております設置者別食物アレルギー対応状況というものがございまして、マニュアルの整備があるかないかというふうな、学校数を書いてあるのですが、利府町としては1校となっております。今、各学校では手順書が作られているということでありましたが、この差というふうなものを教育委員会のほうでは御理解しているか、まずお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをします。

1校というのは利府小学校であるというふうに把握はしております。手順書ということでは、こちらで共通して対応に当たってもらっているのですけれども、利府小学校のほうでは、小学校独自で作成しているものだということでお聞きしておりました。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、この先ほどの文科省の指針の中なののですけれども、実施献立の共有というふうなものがありますけれども、献立の共有がやはり大事だと思うのですけれども、共有の方法は食物アレルギー対応委員会で明確にしておくというふうになっているんですね。これ、保護者のみの対応となっている学校がないでしょうか。この22ページにあるのですけれども、決定した献立は、詳細な献立表とともに栄養教諭、学校栄養職員と保護者及び児童生徒と確認し、学校調理場の関係職員と共有しますということで、共有の方法を食物アレルギー対応委員会で明確にしておきますというふうになっているのですけれども、このことについて教育委員会から町への指導はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

共有のほうは、今議員からあったように、共有しているところでございます。食物アレルギー対応委員会という組織については、そういう組織ではないのですけれども、学校保健委員会という中で、それに準ずる対応の検討をしておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 共有はされているというふうなことでありますが、保護者の方からなかなか共有してもらえないという声があったところがありますので、各学校、どのように対応しているか、教育委員会のほうで調査はしていただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

今後、どのような対応ができるかということで検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） この書いてある献立の共有、22ページの部分、見ていただければ分かるのですが、そのほかにも平成26年の3月の文科省からの通達でも、学校給食における食物アレルギーの対応について、給食提供においては安全性を最優先とする考えの下、献立作成から配膳までの各段階において複数の目によるチェック機能の強化、保護者も学校もチェックするという体制が大事というふうになっておりますので、その辺の今のチェックの体制が各学校はどのようになっているかという部分をぜひ調査していただきたいと思いますが、お答えすみませんけれども、もう1回お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

その辺の状況を確認いたしまして、今後、そのようになっているかということで、なっていないければそのようにできるように対応してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 次に、先ほどの市町村教育委員会が取るべき対応の中に、医療機関、消防機関との連携というふうな部分もあります。今、町の対応はどのようになっているかお伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） すみません、もう一度。すみません、聞き取れなかったのでお願いいたします。すみません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 市区町村委員会等が取るべき対応という、39ページにあるのですが、その中に、2番目に、医療機関、消防機関との連携体制を整えるべきというふうになっているのですが、その部分はどのように、今現在どのようになっているのかお伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

今の御質問に対する内容について、資料のほうは今整っていないので、あとお調べしてお答えしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、3点目に、研修の開催もしていくようにというふうになっておりますが、これは令和4年度の部分では、利府町は校内研修の実施は2校が行っているというふうになっているのですけれども、この学校の中で2校ですよ。町としては行っているかどうかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

町としてその研修ということは行っておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 研修のほう、ぜひ今後行っていただきたいと思うのですけれども、次に、先ほどの市町村が取る、教育委員会が取るべき対応の中に、4番目としまして、食物アレルギー対応の充実のための環境整備というふうな項目があります。それで、献立の作成と検討とありまして、使用する頻度を検討する必要がある食物というものが示されております。指針の中では、そば、落花生は学校給食での提供を極力減らすとされているところではありますが、町のほうの給食では現在、提供されている現状であります。ぜひこの部分は検討していただきたいと思いますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

検討はしているというところでございますが、全てにおいてその対応をできるかというところ、そこがなかなか難しいところではあるのですけれども、先ほどの毎年行っているアレルギー調査等の結果を受けて、その状況に基づいて、できる範囲でそういうものを使わないような方向で進めていく、いっているという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） アレルギー対応を行っている自治体ではほとんど、今はそばも落花生も使わないというのが大体常識になりつつあるところありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

それから、そのそば、落花生なのですけれども、その中にカニもぜひ入れて考え、検討の中にカニの部分も入れていただきたいなと思います。また、特に発症数の多い原因物質というのが、卵、乳、小麦、エビ、あとカニなのですけれども、これは提供方法を工夫するというふうに指針

の中では言っております、工夫の内容が、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮するという部分、それから同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、1週間の中にその原因食物が使用されない日を作るなど考慮していきましょうというふうになっております。このような部分も含めまして、ぜひ研修していただきたいと思いますというふうに思いますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） ただいま御指摘のあったとおり、そのようにできるように検討してまいりますと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、（2）の除去食対応と代替食対応のほうに行きたいと思います。今、町のほうでは対応していないということでございますが、やはりこれは、1人でも多くの児童生徒がみんなと一緒に食べられる環境を町として整えていただきたいと思いますというふうに思っております。アレルギーを有する児童生徒数が、令和4年度の資料になりますけれども、300人以上、県内で300人以上いる自治体で、除去食・代替食の対応ができていない自治体というのが、実は利府町だけなんです。

それで、先ほどの文科省の指針の中に、学校給食における食物アレルギー対応の考え方としまして、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。あと完全除去対応が基本で、その完全除去対応のポイントとして、対応する児童生徒数を減らす、対応する食品数を減らす、複雑・過剰な対応をしないというふうになっております。

アレルギーと聞くと、アレルギーという言葉にアレルギーになってしまうような部分もあって、対応が大変というような部分で、本当に取り組むのが難しいことは重々理解できる場所ではありますが、県内で対応できている自治体も大分増えてきている中で、利府町としても進めていただきたいと思いますところなんです。保育園で対応していただいていたのに、学校に来たらできないというふうに言われたというふうな声も聞いております。そういう部分では、この提供できない要因、課題はどのように教育委員会のほうでは捉えていただけるかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先ほど答弁にあったとおりなのですが、現在の施設では、それを分けて作ったりすることができないというところが大きな課題です。ですので、今後、ポテト館、キャロット館と2つ

ありますけれども、そこを、改修になるのか、それとも統合して別な場所に建てるとかということ、そこを検討中と、2030年をめどにということ、今進められているところですが、それが一番の課題で、その対応ができていないということになります。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今回のキャロット館、ポテト館では対応するのが、もう増築するにも、改築するのも難しい、アレルギー除去室を造るのも難しい、それも本当によく理解できる場所ですけれども、2030年に本当に、長寿命化計画、改修できるかどうかということも、今のところでは分からない中で、悲しい思いをしている子供たちがいるという部分も考えていただきたいというふうに思っているところで、何か対応できないかというふうな部分なんです。

それで、先ほど言った除去食ではなく、除去できる項目を検討するとか、そういうふうな部分で、先ほども言いましたけれども、研修をして、何か対応できるものがないか、進めていっていただきたいなと思います。

それで、この除去食も代替食もできない子たちは、お弁当を持参していることだと思います。それで、お弁当を持参する場合なんですけれども、その方たち、ぜひですね、お母さんたちも大変な思いをして作って、毎日いるわけなのですが、支援していただきたいと思うんですけれども、まずはこれから暑くなるので、保管場所として、この指針の中にも検討してはどうかとなっているんですけれども、職員室の冷蔵庫で保存してあげるだとか、別に用意するだとか、いろいろ考えはあると思うのですが、そのような部分も教育委員会として検討してはどうかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

現在そのような対応ができるかどうかということ、そこをまず把握したいと思います。もしできていないのであれば、そのような対応ができるようにということで指示していきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ寄り添った対応をお願いしたいなと思います。先ほど申し上げましたように、このお弁当を作っているお母さん方、本当に大変な思いをして毎日作っていらっしゃる、食中毒は怖いのでお昼近くに届けていますという方もいらっしゃいました。そういうふうなお母さんに寄り添う、保護者に寄り添う施策としまして、先進自治体のほうでは補助を行って

る自治体もあります。

この利府町では12の方がお弁当を今持参しているところなのですけれども、先ほど言いました、県のほうで作っている設置者別食物アレルギー対応状況を見ますと、10人以上お弁当を持参している自治体というのは、本当に3つだけ、利府町を含めて4つなのですが、仙台市は当然だと思えるのですけれども、仙台市は7万7,000人、約、児童がいるのですけれども、46人だけなんです。そういう中で、利府町が3,000人ですか。その中で10人ということで大分多い、割合としては多い対応になっているんですね。

なので、やはり何か町としては対応していけないものなのかなというふうに思っているのですが、先進自治体ではそのような保護者への負担軽減として、補助を、補助金を出している自治体もあるんですね。このような部分で、これは予算が伴うものですから、よろしければ町長にお答えいただきたいと思うのですけれども、このような負担軽減をしていただけないものなのかお伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子さんの再質問にお答えします。

アレルギーの負担軽減をすることで補助を出すことによって、負担がどのくらい軽減になるのかというのは、ちょっと私、想像できないのですけれども、詳しく教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 先進自治体で行っているものは、やはりお弁当を毎日作るが大変だというふうな部分で、その保護者を支援するというふうな思いで補助金を交付しているということでした。そのような対応が利府町でもできないものなのかお伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えしますが、すみません、ちょっと私も理解ができない、補助金を出すことによって、これは保護者の方がお弁当を買うということなのですか。これはどういう、ちょっと仕組みがよく分からないのですけれども。仕組みがよく分からないまま補助金を出すなんていうことは軽々に言えないことなので、ちょっと詳しく教えてもらえれば。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 保護者に寄り添うというふうな思いで、負担軽減として出しているというふうなことでしたので、町長に御理解いただけないようでしたら、もう仕方がないので

次に行きたいと思います。

学校給食費無料化の部分なのですけれども、これは今、ホームページで大体こういうふうな形で無料にしますというふうに出ているところではありますが、このような方にこのような形で無料にしますというふうに出ているのですけれども、アレルギーの子でお弁当持参の子への対応についてはまだ記載がなっていないところでしたので、ホームページのほうにどのように、まずはどのように対応していくのかというふうな部分をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

無料化のことについてはホームページに記載されているということでしたが、アレルギーについては今後、どのようにホームページのほうに載せられるかというあたりもあるのですけれども、まず学校で給食だより、それから保健だより等でそのアレルギー対応についても載せてあるのではないかと、まだ確認しないと分からないことですが、そことリンクしてそのホームページ上にそういうお便りを載せるということは可能なのかなというふうに今考えたところですが、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 確認でございますが、この学校給食費無料化は、アレルギーの子で弁当持参の子にもしっかりと対応していくということでよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） はい、そのように対応しているということで間違いのないと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） そうであれば、今のホームページ上にこのアレルギーの子でお弁当対応の子のことは記載がなかったので、記載をしていただきたいと思いますと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） はい、そのように検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時55分とします。

午後1時44分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番、シッケママの会の安田知己です。今定例会には2点の質問を通告しております。通告順に質問していきますので、よろしくお願いいたします。

1、中学校の部活動について。

中学校での部活動は、スポーツや文化、芸術、社会活動などに興味や関心を持つ同好の生徒が、放課後などに自発的な参加で行われるものであり、顧問教員による管理指導の下、行われる課外活動と位置づけられています。

中学校の部活動の意義及び目標としては、生徒の主体的、自発的な活動を通して、規則正しい学校生活を築き、自発的な態度を育むことや、健全な趣味、余暇を活用する態度を養い、心身の健全な発達と個性の伸長を図るなどが挙げられております。そこで以下、町の考えをお聞きします。

（1）部活動では、多くの経験を仲間と共有しながら、貴重なことをたくさん学べる可能性が高く、学校生活において部活に入るとは非常に有意義なことでもあります。実際に社会人になってから部活時代の経験が生きたという話もよく聞かれます。楽しく部活に取り組んでいる生徒はあまり考えることではないだろうが、現在それほど部活が楽しく感じていない生徒や、どんな部活に入ろうか迷った生徒などは「部活に意味があるのか」「やらなくてもいいんじゃないか」という気持ちを抱えているといいます。部活から学べることを積極的に周知啓発すべきではないでしょうか。

（2）「入りたい部活がない」や「選択する部活の種類が少ない」、また「部活を選ぶまでの期間が短い」などの意見がございます。改善すべきではないでしょうか。

（3）部活は課外活動なので、学校行事とは別に費用がかかり、個人的に使うユニフォームや道具は実費負担であります。生徒の健やかな心身の育成と保護者の経済的負担の軽減を図るため、部活動における助成制度を検討してはどうでしょうか。

（4）就学援助制度に部活動を助成する制度を設けるべきではないでしょうか。

2番、ヘルプマークの普及について。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするよう作成されたマークであります。ストラップとして、衣服やバッグなどに身につけることができ、一見して配慮が必要なことを伝えるため、公共交通機関等における優先席の確保など、日常生活に幅広く役立つとされています。そこで以下、町の考えをお聞きします。

（１） ヘルプマークの啓発に努めるべきではないでしょうか。

（２） 子供たちへの周知啓発にも力を入れてはどうでしょうか。

（３） ヘルプカードを普及させ、障害などのある人が困ったときに、周囲に配慮や手助けを依頼できる環境を整えるべきではないでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１、中学校の部活動については、教育長、２、ヘルプマークの普及については、町長。初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） ９番 安田知己議員の第１点目の中学校の部活動についてお答え申し上げます。

まず、（１）についてでございますが、部活動は各中学校において計画する教育活動の一環であり、生徒自身による自主的、自発的活動であります。議員御承知のとおり、部活動はその活動を通して、同じ目標を達成するため喜びや悔しさなどを共有し、助け合いながら、また互いに創意工夫しながら、３年間を通して健全な心と体を育むことができる教育活動であります。

部活動が楽しくない生徒や入部を迷っている生徒など、様々な悩みを抱えている生徒につきましては、各中学校において、担任をはじめ部活動の顧問などが様々な角度から関わり、指導を行っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）の部活動を選ぶまでの期間についてでございますが、各中学校において、入学してから部活動を生徒自身が決定するまで、およそ３週間の期間があると聞いております。生徒それぞれが体験や見学を通し、自身の意思において決断するものであり、各中学校においては部活動の数や部活動の種類についても、生徒の希望などを考慮しながら決定しておりますので、御了承願いたいと思います。

次に、（３）と（４）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

部活動における助成制度についてでございますが、部活動では、運動部、文化部にかかわらず、道具や練習着など、種目や生徒の成長度合いによって費用は異なりますが、各御家庭で相談の上、購入していただいておりますのが実態でございます。

町では、宮城郡中学校体育連盟負担金や中学校体育連盟に関わる郡大会や全国、東北大会へ出場に係る補助を実施しております。

また、保護者の経済的支援事業といたしましては、議員御承知のとおり平成19年度から継続して、新入学児童へ運動着の支給などを実施しておりますので、部活動における助成制度につきましては、現時点で設ける予定はございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

第2点目のヘルプマークの普及についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

ヘルプマークは議員御承知のとおり、援助や配慮を必要とする方が身につけることで、周囲の方から必要な手助けを受けやすくするためのツールとして大変意義のあるものと考えております。

宮城県では、平成30年12月からヘルプマークを導入しており、本町においてもヘルプマークの目的や使用方法について周知を図るため、これまで広報紙やホームページへの掲載、ポスター掲示、チラシの設置などを行い、支援が必要な方と支援する方がともに理解し、声掛けできる環境づくりを積極的に進めてまいりました。

さらに、今年度におきましては、支援する方々へのさらなる普及啓発を図ることを目的として、利府町産業振興協議会の定期総会においてチラシの配布を行い、従業員等への周知をお願いしております。

また、子供たちへの周知啓発については、利府町社会福祉協議会と連携を図りながら、町内の小中学校等において実施しているキャップハンディ体験学習等の機会を活用し、ヘルプマークの周知を行ってまいります。

最後に、（3）のヘルプカードを普及させ、障害などのある人が困ったときに周囲に配慮や手助けを依頼できる環境の整備についてでございますが、本町では緊急の連絡先や配慮してほしいことなどを記入することができ、支援を必要とする方が周囲の人に必要な支援や配慮をお願いできるヘルプカードを独自に作成して、ヘルプマークと一緒に配付しております。

今後も様々な機会を捉えて普及啓発に努め、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせる地域づくりを目指してまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） 再質問してまいります。

スポーツ庁のこの運動部の部活の在り方に関するガイドラインというのを見てみたのですが、この全貌によりますと、運動部の部活動の意義は以下のように要約されておりました。体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の育成など、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいと述べられておりました。運動部の活動について書かれている文章であります。これは文化的な部活動においても、これらの意義が当てはまるのではないかなと感じております。

そこでお聞きしますが、現在、その部活を行う意義や、あと意味を、どのくらいの生徒が理解していると思われませんか。どのくらいのこの認識がね、進んでいるか、ちょっとその辺の町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

入学してから、部活動の意義や意味については、担任、それから部活動の顧問の先生が指導いたしますので、その時点で生徒はある程度理解するのかなと思います。ただ、どのくらいの生徒がどの程度理解しているかというのはその生徒たちによりますので、何とも分からないところはございますが、実際、本当の意味で理解していくというのは、部活動を行っていく中ではないかなというふうに感じております。つまり1年生、2年生、3年生と学年が上がっていくにつれて様々な経験を積んでいく、その中で生徒たちが意義とか意味の理解を深めていくのではないかなというふうに思います。

また、様々な壁にぶつかったり、つまずいたり、失敗したりということもあろうかなと思います。また、逆に思うようにいって、成功体験を積んで達成感を味わうということもあるのかなというふうに思います。そういう時々において、また顧問の先生や先輩、そして仲間と関わっていくことで、そういう中で本当の意味を見いだしていくものではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 答弁をね、私なりに理解しますと、部活に一生懸命取り組んでいる生徒と

というのは、部活の意義を自分で理解してね、頑張っているんだと思います。そして、その部活の意味を今現在見いだしていない生徒というのは、部活の指導の中でね、部活のすばらしさ、そういったものを担任の先生たちが責任持って理解させていくのかなというような答弁だったと思います。ぜひ先生たち、お力によってね、生徒たちをよい方向に導いていただきたいと思います。

ちょっとそうなる、気になったことがあるのでお聞きするのですけれども、今、この地域のスポーツクラブや民間企業などに部活動を外部の団体に移行するよということがささやかれていると思います。部活を行っている意義を生徒たちに理解してもらおう指導というのは、これは中学校の先生たちがその役目を担っていくのでしょうか。それとも、その部活の地域移行を積極的に実施して、その中でその部活の意義もね、指導していくということなのでしょうか。

気になったということは、その地域に移行された部活動では、やはりそのスポーツの専門家が教えるわけですから、専門的な技術とかはね、これはしっかり学べると思うのですが、ですがその部活等に取り組む意義などの指導というのは、やはりこの地域移行された部活ではね、なかなか難しいのではないのかなと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

今議員がおっしゃられたとおりのかなというふうには感じているところですが、どちらかということではないのかなと。その両者であるのかなというふうには思います。それぞれ生徒、それぞれの思いですとか、またはその中学校の顧問の先生方の思い、また保護者の思い、それから今後、地域移行というふうになるときに、そこに関わる指導者の思い、それらが、それらの方々が全て、全員がその生徒一人一人の成長につながるようにしていくことが一番大事かなというふうに思います。

ですので、どのような形に今後していくのがいいのかというあたりは、先生方の働き方改革という点も含めまして、今後、そのよりよい在り方というあたりについては、教育委員会としましても、教育改革委員会というものがございますので、そういう中で検討して行って、よりよいところということを検討していきたいなというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 理解いたしました。この地域移行のメリットって考えてみますと、これはより専門的で技術的な指導を受けることが可能になると、あと、教員の、先ほど言いましたけれども、教員の残業時間も減らせるなど、そういったことが挙げられると思います。デメリットと

しては、これは休日の部活のね、休日にその地域の団体に部活を移行してしまうと、やはり会費や、あとは指導料、あとは施設利用料などの支払いが発生してしまう場合があると言われております。今までよりもその家庭の負担が大きくなるということがちょっと考えられるんですよ、地域移行にすると。それで、この後にちょっとお金がかかり過ぎるんだという話をするから、ちょっとスルーできなくなっちゃったのですけれども、その部活動に関してね、諦める人が増えるということはちょっと問題じゃないかなと思うのですが、その町の考え方、その地域移行についてのデメリット・メリットも今言いましたけれども、その町の考え方についてちょっともう一度お話ししてもらってよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

地域移行がまだここは進んでいるというところまではいっていないので、地域移行が進んでこない、そういう点についてもなかなか現段階で何とも言えないのかなというふうには思うところでは。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。部活の地域移行はもう少し時間がかかると思いますし、地域移行も視野に入れているんだと思うのですけれども、やはり保護者の負担にならないようにちょっと配慮していただきたいなと思います。

地域移行には少し時間がかかるということでお話ししますが、その部活の顧問の先生方は、これからしばらくの間というか、その部活に対してはしっかりと責任を持って部活の指導をしていくわけですが、やはり現在の先生方は多忙であると、私は様々な場所でこれは訴えております。先生たちへの支援というのもこれ、しっかり行っていかなければならないのかなと思ったのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先生方の業務改善、それから働き方改革という視点から、部活動の地域移行が進められようとしているところではございます。まずは校長が、各校の校長がその部活動の現状、それから課題、これを把握しまして進めていくということになると思いますが、先ほども申し上げたところですが、教育委員会としてはそういう現状や課題を、何があるのかというあたりを教育改革推進委員会の中で、先生方の支援についてもその在り方について検討していきたいなというふう

に思っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 部活の地域移行がね、先生方のその負担を減らす1つの手だてでもあるというような答弁だったと思います。ですが、現在、先生方が抱えている日々の業務の簡潔化や、あとは教員の数をね、これは一番難しいことだと思うのですが、教員の数を町が独自に増やしていくなど、様々な支援策が考えられると思いますので、やはり先生たちの支援もしっかり進めていただきたいと思います。

では、次の（2）の入りたい部活がないとか、あと選択する部活がない、あとは部活を選ぶまでの期間が短いについて、再質問します。

まず、初めにお聞きしますけれども、中学校の部活動は原則として必ずやらなければならないものなのでしょうか。それとも、部活に入らないという選択肢もあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

基本的には1人1つの部活に所属するというのが基本となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 基本的には、1人1つの部活に所属するというのが基本ということですね。

しつこいようですが、現状、その選択する部活が、選ぶ部活が少ないとか、そういうことは当局も理解していることだと思います。そこで、その入りたい部活がない場合、どうすればいいのかなと思ったんですよ。それでも、やはり無理やりにでもどこかの部活に必ず所属しなければならないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

1人1つの部活で所属することが基本ではありますが、強制するものではありません。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 部活への所属は強制ではないということは理解いたしました。

そこで、もう一つお聞きしますけれども、じゃあ部活をやらないと、その学校生活でのデメリットというのはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

ないとは言えないのかなというふうに思います。例えば何で部活動に入っていないのとかって詮索されたりとか、人間関係への影響はあることも考えられるかなというふうに思います。そういう場合については、教職員がそういうあたりの配慮、それから対応をしていくことが必要になるのかなというふうに思います。また、議員御承知のとおりですけれども、部活動をやらないことのデメリット、ありますが、部活をやることのメリットが、先ほどから申し上げているように、あるのかなというふうには思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ちょっと難しい質問したなと思うのですがけれども、人間関係とかいろいろあるけれども、その部活に所属してないデメリットというものはまずないと。ただ、中学校のときに部活を行ったときのその経験とか、そういったいろんな成長とかのほうは何倍もメリットがあるよということですよ。分かりました。

それで、保護者や生徒が気にしていることなので、もう少しちょっと突っ込んだ質問をしますけれども、この部活動をしていないことで、高校受験や内申書などに影響というものはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

部活動していないということで影響することはないというふうに聞いておるところでございます。逆に、部活動をやっている何かしら好成績を残したりということがあるのであれば、逆にいい影響を及ぼすことはあるのかなというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 私の時代というか、昔はね、高校受験の際の、その部活をしているか、していないかというのが結構関係あったというのは、教育長、御存じだと思いますけれども、それは少しあったような気がします。今はその部活がね、高校受験の影響がないということは理解いたしました。ただ、大会で活躍した、そういった成績などは評価されるんだよということですよ。はい、理解いたしました。

ちょっとそこでお聞きしたいのですが、細かい数値的なことになるのですが、学校や教育委員会では、その部活に所属していても参加していない生徒、もしくは部活に入っていない生徒の数というのはつかんでいるのですか。細かい数になっちゃうので、教育委員会が把握してい

なくてもいいので、各中学校ではその部活を行っていない生徒を把握しているのかどうかお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

教育委員会のほうではつかんでおりませんが、各校においてはその辺の把握はしているものと思われま

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 各中学校では把握しているということだと思います。それで、通告外にならない範囲でお聞きしますが、今、ヤングケアラーの問題などが取り沙汰されております。例えば家族の面倒や介護のためにその部活に専念できないという生徒もいるのではないかなと思ったんですよ。過去の事例なのですが、そういった実態をちょっとつかんだのでお聞きしますが、その部活をしていない生徒の理由や事情を把握する必要があるのではないかなと思ったのですが、その辺についての見解をお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

ヤングケアラーとかそういう家庭の事情になりますので、大分繊細な内容になりますので、こちらから進んでそのことについて確認するということはできないところではございますが、そのような生徒の状況とか、その辺はある程度こう、把握はできているところだと思いますので、ふだんのその生徒の生活している中で気になることがあったという場合については、教職員のほうから声をかけて話を聞くですとか、教育委員会ですと、そこから教育相談員につながって、そこで対応するということもできるかなというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） なぜこの質問をしたかという、本町出身の保護者の方ですが、中学校時代ね、幽霊部員だったという話をちょっと聞く機会があったんですよ。その当時、ヤングケアラーという言葉はもろんなかった頃の話です。それで、その人に何で幽霊部員だったのかという、その理由はね、やはり祖母の面倒を見ていて、それにプラスして、その家庭がやはり経済的には豊かでなかったという、そういったことがありました。その方は今現在、利府町に住んで子育てをしております、しっかりと。利府町に住んでおります。中学校時代はね、体を動かすのが好きで、みんなと一緒に部活に取り組みたかったという気持ちがあったそうなのですが、その

当時、祖母の面倒見ていて部活ができないんだなんていうことはやはり言えなかったそうですし、そういった雰囲気もなかったそうなんですよ。

話がちょっと長くなりましたけれども、部活を行っていない生徒の状態をやはり理解することによって、その生徒が抱えている悩みや問題なども見えてくる場合があるのではないのかなと思ったんですよ。やはり生徒の抱えている問題解決の糸口にもなると思うのですが、どうでしょう、町の考えをお聞きます。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりかなというふうに思います。先ほども申し上げたとおり、そういう気になる生徒がいれば、この状況で教職員が声をかけて相談に乗って話を聞いたり、または教育相談員が対応するということはできるかなというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 部活以外でもね、生徒の状態は先生方がしっかり観察して行って、これからも生徒一人一人を大切にしていくなんだというような答弁だったと思います。ぜひ生徒一人一人に目を向けていただきたいと思います。

では、新入生が部活に入るまで、本入部までの流れについて質問しますね。先ほど答弁では、3週間ぐらいで部活に入るんだよと、選ぶまでに3週間ぐらいあるんだよということだったのですけれども、本町の中学校の入学式、今年度ですと4月10日です。しらかし台中学校の例をちょっと挙げさせてもらいますけれども、部活見学会が4月12日から22日になっておりまして、1週間ちょっと見学する期間があることになっております。それから、仮入部の期間が4月25日から4月28日、4日間あります。土日休みで5月1日には入部の手続をする予定となっております。

それで、ちょっと計算してみると、やはり半月ぐらいなんです。その半月ぐらいでね、3年間取り組む部活動を定めるようになっております。生徒自身が自分の適性が分からない状態で、この短い間に3年間集中的に取り組む部活動を定めるというのは、ちょっと難しいのではないのかなと思ったんです。もう少し慎重に部活を選びたい、選択したいというような意見があるのですが、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

中体連などの関係で、どうしても5月の初めあたりには登録を済ませなきゃいけないというこ

とがありますので、やはりどうしても決定するには、長くても入学から3週間程度という期間にはなるのかなというふうには思うのですが、その生徒により、それでは決められないという場合については、やはり話を聞いて何とか対応したり、また途中で、実際入ったものの、途中で変部をする、部を変わるということもあろうかと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 中総体ね、土日ありましたね。みんな頑張ったと思うのですがけれども、その中総体とか大会などの関係でね、余裕を持って決められる期間が確保できないんだということだと思うのですがけれども、やはり小学校のときにサッカーとか野球に取り組んできた生徒であれば、そのスポーツの面白さであるとか、この難しさ、そしてどのくらい体力が必要だとか、そういったことが理解できると思います。ですが、何も経験してきたことがない生徒が、そのスポーツの本質を理解しないままに入部してしまって後悔するということも考えられます、これは。そして、本入部となれば、そのスポーツで使う道具もね、これは購入して用意しなければならないと思うんですよ。

中総体を目標にするのは、目的があってよいことだと思いますが、その大会のためにこの入部を急がせるというのは、少しちょっと強引な気がするのです。なので、その仮入部の期間をもう少し長くしてほしいとか、いろんなこう、対応があるとは思っているのですが、どうでしょう、何とか、その辺をもう少し、部活をそして変えるということも考えられるのですが、なかなか1回入った部活をやめて新しい部活に入れるのかというと、それもなかなかハードルが高いような気がするのです。ですので、やはりこう、じっくりと選びたいと、そういった考えが、そういった意見があるのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先ほどのお答えと一緒になるのですが、どうしても中体連の関係でその3週間ぐらいいは決めなきゃいけないことにはなるのですが、生徒によってはやはり決められないとか、そういうところは個別に対応することもできるのかなというふうに思います。

それから、私の経験上で恐縮なのですが、以前勤めてたところでは、同じ中学校区の中で小学6年生を対象に、中学校に入学したら何に入りたいかというアンケートを取っておいて、それを中学校でも把握し、それに基づいて3学期、冬の期間にその行く予定の中学校へ行って授業の体験ですとか、部活動の見学・体験をするという機会をつくっていると。そうすれば、入学

してから決めるというよりは、小学6年生の段階で少し雰囲気ですとか、こんなことをするんだということが分かった上で入学し、そこでそれから3週間という期間があるというようなこともありました。

ですので、そこから今後、利府町でもスクールシップということがありますので、そういう中でもし、そんなことができないのかなという検討をする余地はあるかなというふうには思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、小学校のときにアンケートを取るとか、あとは3学期の冬に体験をしてみようとかなんか、部長の経験からすばらしい提案がありましたけれども、どのような取組がよいのか、やはり学校とか先生の意見を聞いて、検討して、前に進めていただきたいと思います。

では、次に（3）の部活動における助成について質問いたします。部活動は学校教育の一環として非常に重要な意義を持つことは理解できました。問題は、やはり予想外にお金がかかってしまうこともあるということでもあります。その中学校時代の部活動というのは、社会的なコミュニケーション能力を養う上でも貴重な体験となるというのは事実ではありますが、しかしその部活動に必要な道具は自己負担の部分が多いという、そういったところがちょっと問題ではないのかなと感じます。

今、子供の貧困の問題が取り沙汰されている中で、その部活動に必要な費用を捻出できない家庭もあるのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

各学校の各家庭の状況を把握しているわけではないところですので、何とも言えないところではありますが、就学援助認定数などを参考にしますと、令和4年度では、町内中学生の総数が1,129名おりまして、そのうち73名が就学援助を受けている、大体6.5%に当たるところなのですが、そういうことから考えると、捻出できない家庭もあるのかなとは思われます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町独自にジャージを支給したり、あとは給食費の無償化とか、そういったことをして、各家庭の教育にかかる負担も減らしているんだというのは私も理解しております。やはり部活というのは、高額な費用が必要か、それか否かというのは、一概に決まるわけじゃなくて、その部活がどれだけ強いとか、あとは高い目標を設定しているとか、そういったことが関係するのかなと思ったんですよ。

部活に力を入れていなければと言ったら申し訳ないのですが、そういうところはやはり練習時間や練習量が少ない場合もありますし、そうなると必然的にその道具を買い換える期間は長くなると思います。ですが、高い目標を掲げて一生懸命練習するような、そういった部活に入れば、やはり道具の買換えのサイクルなども短くなって早くなってくるんじゃないかなと思います。

中学校で、基本的に1人1つの部活に所属することを一応推奨しております。その一方で、その部活の種類によって、部活に必要な道具を個人で準備しなければならないというのは、これはちょっとどうなのかなと思うんですよ。裕福な家庭であれば、その部活にかかる費用というのはあまり気にならないのかもしれませんが、先ほど言った73人が就学援助を受けているということですが、やはり家庭によっては、部活に必要な費用を捻出できない家庭というものもあるんじゃないかなと思うのです。そのやはり問題を解決するためには、部活動への支援を検討して進めるべきではないでしょうかという話なのですが、すみません、同じことの繰り返しのですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

部活動によって、御承知のとおり、かかる費用にはかなりの差があるのかなというふうに思います。ですので、費用を公平に、費用の支援を公平に行うのはなかなか難しいところではないかなというふうに考えるところです。

先ほどからあったように、中体連の負担金、それから郡大会、それから東北・全国大会に出場する際の補助を行っていたりしているところです。また、就学援助として、新入学用品、運動着の支給など行っているということで、御理解願いたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 部活への支援は、やはり行う部活によってかかる金額が違うから、なかなかその、私がぱっと言うような感じで出せるものではないんだという答弁だったと思います。その部活について、学校の資産、設備とか道具など、それ以外はやはり今100%自己負担になっていると思うんですね。そこでちょっとやはり考えていただかなきゃいけないことは、家庭の事情を考えて部活動を選択する子供もいるのではないのかなということなんですよ。もっとはっきり言いますと、家庭の事情から、やりたい部活があっても、そのやりたい部活を諦めざるを得ない子供もいるんじゃないのかなということなんですよ。やはりそうならないような政策が必要ではないか

という質問なのですけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

各校の、各家庭の状況を、これも把握しているわけではないので、諦める子供がいるかどうかということについては何とも言えないのですけれども、そういう子供がいるということも考慮して、支援策は検討していくことも必要なのかなというふうに思います。

また、すみません、私のまた経験上の話にはなってしまうのですけれども、卒業生がもう卒業するということで、ユニフォームですとか運動着、それから練習服、シューズ、道具などを置いていって後輩に譲っていくということも、これまでの経験上あったところなんです。現在、町内の中学校でそのような学校があるかどうかということも確認しないと分からないのですけれども、そこを確認しまして、もし全く行われていないということであれば、今後、校長会などでそのような形の支援もあるんじゃないかということで、検討していきたいとは思っています。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。本当は私、その質問をしようかなと思ったのですけれども、部長から先に言っていただいたので、町内で使わなくなったその部活の道具とか、そういったものを使いたい人にお渡しする仕組みづくりね、そういったものをつくって、仕組みをつくって、部活にかかるその経済的負担を減らすようにしてほしいと思います。本当はこれ、私、最初に質問しようかなと思ったのですけれども、言われてしまったので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、（4）の就学援助制度について質問いたします。まず、初めに今聞きました、もうそうですね、まず初めにというか、その最初、73名の方がもう就学援助をもらっているというような、その数字も聞こうと思ったのですけれども、今73名の方が就学援助制度を、もらっているということです。この就学援助制度では、経済的な理由により就学が困難と認められた児童生徒に対して、その保護者に対して、学用品費とか、あと給食費などの就学上に必要な経費の一部が助成されております。

その就学援助制度ですが、ランドセルとか制服とかを買う、中学校だったら制服とかかばんを買うお金なのですが、入学準備金というような、そういった支給があります。ですが、その部活動に対する項目が今ない状態なんです。簡単に言うと、その部活の道具を買うお金が支給されていないということなのです。基本的に中学校で部活に入ることを推奨しているのだったら、や

はりその部分を支援した上で、部活にどうぞ入ってくださいと言わないと、ちょっと子供たちは、保護者も困るのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

現在、その就学援助制度の中に部活動に関わる部分の支援というところが入っていないというところは現状ですし、先ほどから説明しているとおり、難しい部分ではあるのかなというふうには考えております。ただ、部活動の中には部費がありますので、例えばその部費の中で、共有で道具、必要な道具等を準備しておいて、それらをその子供たちに借用するという形での支援は現在も行っているところかなというふうに思いますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） いろいろそういった支援はしているんだよということは理解していますけれども、平成30年に、この生活保護基準の改定がありました。生活保護家庭には学習支援費の運用で、部活に係る道具の購入費用や、それに伴う交通費や、あと大会参加費などの実費支給がされることになったと思います。

そこで問題なのが、この生活保護家庭ではなくて、生活保護の対象になっていない、この準要保護家庭です。準要保護家庭というのは、生活保護と同等の所得か、それよりも少し高い所得の家庭のことです。準要保護の家庭では、その就学援助制度の中に部活への援助項目がないために、部活に回せるお金がない状態というのは今、私、説明しました。そのような家庭の生徒に部活に入ることを推奨するのはどうなのでしょう、そのお金のかかる部活への参加というのは、これは難しいのではないのでしょうか。それを承知して、分かっていて、承知している上でその部活に入りましょうというのは、やはり経済的に余裕のない子供たちにとっては少し難しい選択を迫っているような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

1人1つの部活へ所属することが基本ということは先ほども説明していたところです。推奨という形にはなっているかもしれませんが、強制するものではないということでございます。やはりそれぞれ各校で、子供たちの状況に合わせて今対応しているという現状でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 難しいというのは理解した上で質問しているのですけれども、最近、その

準要保護家庭の方、就学援助を利用しているという方の保護者と話す機会がございました。その家庭のお子さんはね、中学校になって部活動を文化部にしたそうです。その理由は、運動部で挑戦したい部活もあったそうですが、やはり入部してから準備するものとして、学校から渡された資料におおよその用具の金額が記載されているの見て、結構なお金がかかることを知って、それで文化部にしたということです。

ちょっと議長の許可を得てこの資料を提出したいと思いますが、大体しらかし台中学ですと、部活動にかかる費用、このくらいかかりますよというの、よこされるんですよ。野球部ですと、簡単に言うと3万1,000円ぐらいかかりますと。あと、グローブは個人で購入してくださいと。あと、陸上部だと2万1,000円とか。これだけじゃないんですよ。これは基本的なことで、これ以上もつとかかるんですよ。こういうのを子供が見れば、うちにそのくらいの余裕があるかないかってやはり考えてしまうと思うんですね。

やはりそうすると、何でしょう、その子供が気を遣ってね、部活を文化部にするとか、そういったことが現実的に起こっているわけですから、その辺を何とかした上でね、部活にどうぞ入ってください、1人1つの部活に入りましょうというのが、真つ当なことと言ったら申し訳ないですけども、やはりしっかりとした対策を取った上で部活に入りましょうというのが基本じゃないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、何かしらの対策、できることはしていきたいというところがございますので、今後、校長会等で検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 実際に義務教育である中学校の部活で、その貧困の格差というのが表れているなど感じました。中学校の部活に関して質問しましたが、やはり子育て支援としてね、中学校の部活でかかる費用にしても研究して、どのような支援が可能なのか、ぜひ検討していただきたいと思います。これ以上質問しても同じ答弁になりますよね。分かりました。

じゃあ最後にちょっと町長にも御意見をお聞きしたいと思います。よろしいですか、町長。最後に町長にお聞きします。これからのまちづくりなのですけども、やはりこのようなこの子供の貧困対策ということもぜひ考えていただきたいと思うのです。本当に貧困対策をしっかりと町も考えてほしいなという私の要望なのですけども、前向きな答弁を、伊勢議員におっしゃった

ように、その明るくて前向きな答弁をお願いします。後ろ向きではちょっと困ります。

○議長（吉岡伸二郎君） ちょっと今の質問、通告外になります。貧困問題についてのテーマじゃないので、町長の答弁は控えていただきます。安田知己君。

○9番（安田知己君） じゃあ気を取り直してね、2、ヘルプマークの普及について質問いたします。まだ7分もあるので。じゃあこのヘルプマークって、これは町ですと、どこで頂けるのでしょうか。配付しているのでしょうか。お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

町では、地域福祉課の窓口で配付しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町の窓口というと、地域福祉課。3番窓口ですね。そこで配付しているということですね。分かりました。それで、そのヘルプマークを頂きに行く際というのは、手続、どうなのでしょう。例えば障害者手帳を持っていかなきゃならないとか、医師の診断書が必要だとか、そういったことがあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、証明書類などの提出は求めておりませんので、御本人または家族の方が窓口のほうに来ていただきまして、簡単な申請書のほうに記入していただければ配付ができるということになっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） その人の状況にもよるけれども、その難しい手続は不要ということですね。分かりました。その町でのヘルプマークの配付数というのはどのようになっているのでしょうか。これは増えているのですか、それとも減っているのでしょうか。お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

平成30年12月からの配付、行ってございまして、令和4年度まで合計で202名の方にお渡しをしております。令和2年度にコロナの影響もあり、配付数は18名となっておりますが、令和3年度30名、令和4年度では43名ということで増えてきている状況となっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 増えているということですね。本町でこのヘルプカードをお持ちの方からこのような意見をいただきました。その方は視力が弱くて、電車の時刻表が見えないということです。ヘルプマークをかばんにつけていると、仙台駅では必ずその人に声をかけてくれるそうです。そして、代わりに時刻表を確認して利府町までの時刻を詳しく教えていただけるそうです。しかし、利府町ではそのような声かけや配慮が少ないというよりは、全くないような状態だといえます。駅員さんに聞くのが当たり前になってきているみたいなのですけれども、やはり利府町の駅長さんは忙しいので気が引けるんだというような意見を聞いております。それで、本町でのそのヘルプマークの啓発とか理解がもう少し進んでいけば、このようなことは起こらなかったのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、地域の困り事として情報のほうを提供していただきましてありがとうございます。本町といたしましても真摯に受け止めて、対応のほうをしていきたいというふうに思います。まず、町内の企業等に機会あるごとに周知のほうはしていきたいと思ひますし、JR利府駅につきましても駅員の方にこういった事案があるということでお知らせをし、構内でのサービスの向上に努めていただけるようにお話のほうをしたいと思ひます。あわせて、チラシやポスターなどの掲示についてもお願いのほうをしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。当局の取組に期待したいと思います。

それで、ヘルプマークに対して、これもちょっと初めて私も知ったのですけれども、逆ヘルプマークと呼ばれるサポートハートマークも存在するそうです。この逆ヘルプマークというのは、ヘルプマークとは反対に、困っている人を助けたいという意思表示のために身につけるマークです。助けを求めている人が声をかけやすくなったり、あとは助けたいと思っても、自分からやはり声をかける勇気がないと、そういった人がこれをつけると、お互い助け合いができるということでありました。その逆ヘルプマークへの参加や、あと配付もやはり考えていただきたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、逆ヘルプマーク、よいものだというふうに認識はしておりますが、導入した自治体によっては様々な課題があり、なかなか普及のほうは図られていないというふうなこともお聞きしております。また、コロナ明けということで、町外または県外まで活動の場が広がっていくというふうなことを考えたときに、ヘルプマーク、全国共通というふうなこともございますので、まずこちらのほうを優先して普及啓発のほうを図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） まずはその逆ヘルプカードではなくて、ヘルプカードの普及なんだよということだと思います。

では、次に（2）の子供に対しての周知啓発についてお聞きします。外からは、見えない障害を抱えた子供さんたち、いらっしゃいますね、いろいろ発達障害だったり、いろんな障害があると思います。あるお子さん、ランドセルにヘルプマークをつけているのを見たことあるんですよ。周囲の子供たちに、あれ何のマークか分かるってちょっと聞いてみたところ、ほとんどの子供というか、全員が、どんな意味があってつけているか分からないと。何か格好いいマークが、つけているなぐらいの意識だったんですよ。やはりそうなってくると、せっかくつけても配慮がないというか、何か困っていることがあっても助ける手だてがされていないのかなと思ったのです。やはり子供たちにもこのヘルプマークの意味を積極的に周知してほしいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりだと思いますので、まず地域福祉の中心となります利府町社会福祉協議会と連携を図るとともに、関係団体、または子育て団体などと連携も図りながら、子供たちへの周知、検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、子供たちのランドセルとかかばんを見ると、いろんなお気に入りのキャラクターとか、いっぱいつけているんですよ。やはりそういったものこのヘルプマークというのは違うんだよということを、ぜひ子供たちにも伝えてほしいと思います。

では、次に（3）のヘルプカードについて、カードのほうについてお聞きします。議長の許可

を得ていますので、町のホームページからダウンロードしてきたヘルプカード、ちょっと持ってきました。これ、私、パソコンがあるのでできたのですけれども、これだとこの町のホームページからヘルプカードもダウンロードして、そして助けてほしいことをこれに記載して、これを提示することによって助けてもらうということにしているわけですが、非常によい取組だと思うのですけれども、町のホームページからダウンロードできなかつたり、もしくは視力が弱くてね、これを見たり、これに記入することができない人もやはりいるんじゃないのかなと思ったんですよ。

やはりこのヘルプカードというのを地域福祉課の窓口において、あとは視力が弱いとか、手が不自由な人に対しては、代わりに記載してあげるとか、そういった取組が必要なのではないかなと思ったんですよ。やはり大事なのは、そのヘルプカードもね、大勢の人に知ってもらうことによって、ヘルプマークとかそういったものの理解も進んでいくのではないのかなと思ったのですが、いかがでしょう。ぜひ考えていただきたいと思ったのですが。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、記載等に関しまして、窓口対応でございますが、こちらは本人申出があれば、簡易的なものに関しましてはこれまでも御協力のほうはさせていただいているところでございますので、今後も継続して協力していきたいというふうに考えております。

なお、ヘルプカードの内容につきましては、服用しているお薬や緊急先の連絡先など、こちらのほう、緊急時に誤記入があった場合に支障を来す部分でもございますので、できる限り家族、御本人に確認をしていただいた上で記入をしていただければというふうなところは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 1人でも多くの人々の心遣いがこのヘルプマークの理解と原動力を促す力となると思います。このヘルプマークの啓発を推進して、やはり思いやりのある町、人と人が助け合うまちづくりを発展させていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時48分 散 会

令和5年6月定例会会議録（6月13日火曜日分）

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年6月13日

議 長

署名議員

署名議員